船員法の一部を改正する法律案新旧対照条文目次

\bigcirc	0		\circ	0	0	0		\bigcirc	0		\circ	0	\bigcirc
国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)・・・・・・・・・・・・・(附則第二十三条関係)の	・・・・・・・・・・(附則第二十二条関係)59	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)	船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)・・・・・・・・・・・・・(附則第二十一条関係)8	登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・(附則第十七条関係)55	国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律(昭和二十八年法律第二百三十六号)	国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(附則第十五条関係) 49	船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	船員法(昭和二十二年法律第百号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

日次 日次 第一章 総則(第一条—第六条) 第二章 総則(第一条—第六条) 第二章 紀律(第二十一条—第三十条) 第五章 紀律(第二十一条—第三十条) 第五章 紀律(第三十一条—第三十条) 紀科その他の報酬(第五十二条—第五十一条) 1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年 1	改正案
第一章 総則 第一章 総則 第一章 総則 第一章 総則 第二章 船長の職務及び権限 第十章 (長料並びに安全及び衛生) 第十章 就業規則 第十二章 就業規則 第十二章 就業規則 第十二章 就業規則 第十二章 計則 第十二章 計則 第十二章 計判 第十二章 计划 计划	現

第八章 食料並びに安全及び衛生(第八十条—第八十三条)

第九章 年少船員 (第八十四条—第八十六条)

|第九章の二||女子船員(第八十七条―第八十八条の八)

第十章 災害補償 (第八十九条—第九十六条)

第十一章 就業規則(第九十七条—第百条)

第十一章の三 登録検査機関(第百条の十二―第百条の二十八

第十二章 監督 (第百一条—第百十二条)

第十三章

雑則

(第百十三条―第百二十一条の四)

第十四章 罰則(第百二十二条—第百三十五条)

(船員)

いう。 国土交通省令で定める船舶に乗り組む船長及び海員並びに予備船員を第一条 この法律において「船員」とは、日本船舶又は日本船舶以外の

②·③ (略)

乗組員で労働の対償として給料その他の報酬を支払われる者をいう。第二条 この法律において「海員」とは、船内で使用される船長以外の

乗り組むため雇用されている者で船内で使用されていないものをいう② この法律において「予備船員」とは、前条第一項に規定する船舶に

信長、通信士及び国土交通省令で定めるその他の海員をいう。第三条 この法律において「職員」とは、航海士、機関長、機関士、通

② この法律において「部員」とは、職員以外の海員をいう。

(船員)

令の定める船舶に乗り組む船長及び海員並びに予備船員をいう。第一条 この法律で船員とは、日本船舶又は日本船舶以外の国土交通

②·③ (略)

働の対償として給料その他の報酬を支払われる者をいう。 第二条 この法律で海員とは、船内で使用される船長以外の乗組員で労

め雇ようされている者で船内で使用されていないものをいう。② この法律で予備船員とは、前条第一項に規定する船舶に乗り組むた

以外の海員をいう。信士及び国土交通省令の定めるその他の海員をいい、部員とは、職員第三条 この法律で、職員とは、航海士、機関長、機関士、通信長、通

(給料及び労働時間)

の金額により定期に支払う報酬のうち基本となるべき固定給をいう。第四条 この法律において「給料」とは、船舶所有者が船員に対し一定

する時間に限る。)をいう。 事する時間(海員にあつては、上長の職務上の命令により作業に従事 この法律において「労働時間」とは、船員が職務上必要な作業に従

(船舶所有者に関する規定の適用)

第五条 この法律の規定(第十一章の二、第百三十条の三、第百三十条の三、第百三十条の三、第百三十条の三、第百三十条の三、第百三十条の三、第百三十条第四号の二の違反行為に係る部分に限る。)を除く。 一次びこの法律に基づく命令の規定(第十一章の二の規定に基づく命令の規定を除く。)のうち、船舶貸借の場合には船舶借入人に、船舶共有の一の規定を除く。)のうち、船舶貸借の場合には船舶借入人に、船舶共有の一つ規定を除く。)のうち、船舶貸借の場合には船舶借入人に、船舶共有の一つ規定を除く。)を除く。 一次びこの法律に基づく命令の規定(第十一章の二、第百三十条の三又一条第四号の二の違反行為に係る部分に限る。)を除く。 一次では、第百三十条の三、第百三十条第三項、第百三十条の者にこれを適用する。

2 用する。 の場合には船舶管理人に、 定に基づく命令の規定のうち、 の二の違反行為に係る部分に限る。 第十一 第百三十一 項 章の二、 (第百三十条の二、 条 第百十三条第三項、 (第四号の二に係る部分に限る。 船舶貸借の場合には船舶借入人にこれを適 第百三十条の三又は第百三十一条第四号 船舶所有者に関する規定は、 の規定並びに第十一章の二の規 第百三十条の二、 及び第百三十五 第百三十条の 船舶共有

(この法律に違反する契約)

約(予備船員については、雇用契約。以下この条、次条、第三十三条 第三十一条 この法律で定める基準に達しない労働条件を定める雇入契

(給料及び労働時間)

間をいう。
とは、上長の職務上の命令に基き航海当直その他の作業に従事する時とは、上長の職務上の命令に基き航海当直その他の作業に従事する時より定期に支払う報酬のうち基本となるべき固定給をいい、労働時間第四条 この法律で、給料とは、船舶所有者が船員に対し一定の金額に

(船舶所有者に関する規定の適用)

者が船員を使用する場合には、その者にこれを適用する。には、船舶借入人に、船舶所有者、船舶管理人及び船舶借入人以外の関する規定は、船舶共有の場合には、船舶管理人に、船舶貸借の場合第五条。この法律及びこの法律に基いて発する命令のうち船舶所有者に

(この法律に違反する契約)

約(予備船員については、雇用契約。以下第三十四条まで、第五十八第三十一条 この法律で定める基準に達しない労働条件を定める雇入契

を定めたものとみなす。その無効の部分については、この法律で定める基準に達する労働条件は、その部分については、無効とする。この場合には、雇入契約は、、第三十四条、第五十八条、第八十四条及び第百条において同じ。)

(雇入契約の締結前の書面の交付等)

明しなければならない。
「手方」という。)に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説がじめ、当該雇入契約の相手方となろうとする者(次項において「相第三十二条」船舶所有者は、雇入契約を締結しようとするときは、あら

| 船舶所有者の名称又は氏名及び住所

- 約の内容とすることが必要なものとして国土交通省令で定めるもの二 給料、労働時間その他の労働条件に関する事項であつて、雇入契
- ばならない。

 「あらかじめ、相手方に対し、その旨を書面を交付して説明しなけれ、あらかじめ、相手方に対し、その旨を書面を交付して説明しなけれ、外条第一項の規定による命令によるものであるときは、船舶所有者は ② 前項の場合において、当該雇入契約に係る航海が海上運送法第二十 ②
- の内容について書面を交付して説明しなければならない。。)を変更しようとするときは、あらかじめ、船員に対し、当該変更。 船舶所有者は、雇入契約の内容(第一項第二号に掲げる事項に限る
- ④ 第二項の規定は、前項の場合について準用する。

) (募集受託者又は船員職業紹介事業者を利用した船員の雇入れの制限)

じ。)に行わせた船員の募集(同法第六条第七項に規定する船員の託者(同条第二項に規定する募集受託者をいう。第三号において同号)第四十四条第一項の許可を受けないで日本国内において募集受一当該船舶所有者が、船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十

は、この法律で定める基準に達する労働条件を定めたものとみなす。、無効とする。この場合には、雇入契約は、その無効の部分について条、第八十四条及び第百条において同じ。)は、その部分については

(労働条件等の明示)

明示しなければならない。雇入契約の変更に際しても同様とする。めるところにより、船員に対して給料、労働時間その他の労働条件を第三十二条船舶所有者は、雇入契約の締結に際し、国土交通省令の定

船員に対してその旨を明示しなければならない。
六条第一項の規定による命令によるものであるときは、船舶所有者は前項の場合において、当該雇入契約に係る航海が海上運送法第二十

(新規)

募集をいう。同号において同じ。)に応じた者

- 準に適合しない募集受託者に行わせた船員の募集に応じた者を適確に実施することができるものとして国土交通省令で定める基三 当該船舶所有者が、外国において、当該外国における船員の募集
- い者が当該船舶所有者に紹介した求職者することができるものとして国土交通省令で定める基準に適合しな外国において、当該外国における船員職業紹介事業を適確に実施

(雇入契約の成立時の書面の交付等)

船員に交付しなければならない。
士交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を第三十六条船舶所有者は、雇入契約が成立したときは、遅滞なく、国

- 第三十二条第一項各号に掲げる事項
- 二 当該雇入契約を締結した船員の氏名、住所及び生年月日
- 二当該雇入契約を締結した場所及び年月日
- ③ 船舶所有者は、前二項の書面の写しを船内に備え置かなければならところにより、その変更の内容並びに当該変更について船員と合意しところにより、その変更の内容並びに当該変更について船員と合意し事項に限る。)を変更したときは、遅滞なく、国土交通省令で定める事舶所有者は、雇入契約の内容(第三十二条第一項第二号に掲げる)

(雇入契約の成立等の届出)

(労働条件の記載及び提示)

らない。雇入契約の変更があつたときも同様とする。られた労働条件を海員名簿に記載して、これを海員に示さなければな第三十六条船長は、雇入契約が成立したときは、雇入契約により定め

(雇入契約の成立等の届出)

ところにより、遅滞なく、国土交通大臣に届け出なければならない。入契約の成立等」という。)があつたときは、国土交通省令で定める第三十七条 船長は、雇入契約の成立、終了、更新又は変更(以下「雇

② (略)

- 2 約を解除した場合又は同条第五号の規定により る雇入港等まで移動することができないときは、 ある場合に限る。 船員の希望により、 船舶所有者は、 (船員 送還に代えてその費用を支払うことができる。 0 職務外の負傷又は疾病に 第四十条第二号から第四号までの規定により雇入契 において、 雇入港等まで船員を送還しなければならない。 船員が自己の負担においてその つき船員に故意又は重大な過失の 雇入契約を解除した場 遅滞なくその費用で 希望す
- ③ 前二項の規定により船員を送還する場合における輸送手段は、正当
- 費用の償還を請求することができる。き、又は送還に代えてその費用を支払つたときは、船員に対し、当該き、又は送還に代えてその費用を支払つたときは、船員を送還したと

出なければならない。ところにより、遅滞なく、海員名簿を提示して、国土交通大臣に届けたころにより、遅滞なく、海員名簿を提示して、国土交通省令の定める、契約の成立等」という。)があつたときは、国土交通省令の定める第三十七条 船長は、雇入契約の成立、終了、更新又は変更(以下「雇

② (略

(送還)

第

~八 (略)

(送還手当)

えてその費用を支払うときも同様とする。手当を支払わなければならない。同項ただし書の規定により送還に代する場合には、船員の送還に要する日数に応じ給料の額と同額の送還第四十九条 船舶所有者は、第四十七条第一項の規定により船員を送還

② (略

(船員手帳)

①·② (略)

第五十条

ばならない。 雇入期間その他の船員の勤務に関する事項を船員手帳に記載しなけれ 雇入期間その他の船員の勤務に関する事項を船員手帳に記載しなけれ 船長は、国土交通省令で定めるところにより、船内における職務、

は、国土交通省令で定める。
④ 船員手帳の交付、再交付、訂正、書換え及び返還に関し必要な事項

(給料その他の報酬の支払方法)

第五十三条

①·② (略)

の支払に関する事項を記載した書面を交付しなければならない。 国土交通省令で定めるところにより、船員に対し、給料その他の報酬 船舶所有者は、船員に給料その他の報酬を支払う場合においては、

(労働時間)

② 船員の一週間当たりの労働時間は、基準労働期間について平均四十第六十条 船員の一日当たりの労働時間は、八時間以内とする。

時間以内とする。
時間以内とする。

(休日)

3 •

(略)

(送還手当)

支払うときも同様とする。 一句額の送還手当を支払わなければならない。送還に代えてその費用を第四十九条 船舶所有者は、船員の送還に要する日数に応じ給料の額と

② (略)

(船員手帳)

①·② (略)

通省令でこれを定める。
③ 船員手帳の交付、訂正、書換及び返還に関し必要な事項は、

(給料その他の報酬の支払方法)

第五十三条

①·② (略)

(労働時間)

② 海員の一週間当たりの労働時間は、基準労働期間について平均四十第六十条 海員の一日当たりの労働時間は、八時間以内とする。

時間以内とする。

3 • 4

(略)

(休日)

国土交

労働期間について一週間当たり平均一日以上とする。第六十一条船舶所有者が船員に与えるべき休日は、前条第二項の基準

(補償休日)

第六十二条 ればならない。ただし、船舶が航海の途中にあるときその他の国土交 とに対する補償としての休日(以下「補償休日」という。)を、当該 その超える時間が八時間を超える時間。次項において「超過時間」と 週間において少なくとも一日の休日が与えられない場合にあつては、 日の休日を与えることができない場合には、その超える時間 いう。) において作業に従事すること又はその休日を与えられないこ おいて四十時間を超える場合又は船員に一週間において少なくとも一 する場合を含む。 の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用 週間に係る第六十条第二項の基準労働期間以内にその者に与えなけ 省令で定めるやむを得ない事由のあるときは、その事由の存する期 補償休日を与えることを延期することができる。 船舶所有者は、)の規定の適用を受ける時間を除く。 船員の労働時間 (第六十六条 が一週間に (第八十八条 (当該一

② (略)

で与えられたものである場合には、国土交通省令で定める時間)とみで与えられたものである場合には、国土交通省令の規定による一日未満の単位に従事した日であつて休日以外のものとみなし、その労働時間は八時規定の適用については、当該補償休日はそれを与えられた船員が作業③ 第一項の規定により与えられた補償休日を含む一週間に係る同項の

④(略

(時間外、補償休日及び休息時間の労働)

の規定による労働時間の制限を超えて、自ら作業に従事し、若しくはるときは、第六十条第一項の規定若しくは第七十二条の国土交通省令第六十四条 船長は、船舶の航海の安全を確保するため臨時の必要があ

労働期間について一週間当たり平均一日以上とする。第六十一条船舶所有者が海員に与えるべき休日は、前条第二項の基

(補償休日)

第六十二条 間が八時間を超える時間。次項において「超過時間」という。)にお少なくとも一日の休日が与えられない場合にあつては、その超える時 を与えることを延期することができる。 るやむを得ない事由のあるときは、その事由の存する期間 第六十条第二項の基準労働期間以内にその者に与えなければならな 償としての休日(以下「補償休日」という。)を、当該一週間に係る いて作業に従事すること又はその休日を与えられないことに対する補 えることができない場合には、その超える時間 間を超える場合又は海員に一週間において少なくとも一日の休日を与 む。)の規定の適用を受ける時間を除く。)が一週間において四十時 の二の二第三項及び第八十八条の三第四項において準用する場合を含 ただし、船舶が航海の途中にあるときその他の国土交通省令で定 船舶所有者は、 海員の労働時間 (第六十六条 (当該一週間において (第八 補償休日 八十八人

② (略)

で与えられたものである場合には、国土交通省令で定める時間)とみ間(当該補償休日が前項の国土交通省令の規定による一日未満の単位に従事した日であつて休日以外のものとみなし、その労働時間は八時規定の適用については、当該補償休日はそれを与えられた海員が作業の第一項の規定により与えられた補償休日を含む一週間に係る同項の

④(略)

(時間外、補償休日及び休息時間の労働)

省令の規定による労働時間の制限を超えて海員を作業に従事させ、又るときは、第六十条第一項の規定若しくは第七十二条の二の国土交通第六十四条 船長は、船舶の航海の安全を確保するため臨時の必要があ

業に従事し、若しくは海員を作業に従事させることができる。 三の規定にかかわらず、補償休日若しくは休息時間において、自ら作海員を作業に従事させ、又は第六十二条第一項若しくは第六十五条の

② 船長は、前項に規定する場合のほか、船舶が狭い水路を通過するたの規定による労働時間の制限を超えて、自ら作業に従事し、又は海員を限度として、第六十条第一項の規定又は第七十二条の国土交通省令を限度として、第六十条第一項の規定又は第七十二条の国土交通省令で定める時間定める特別の必要がある場合においては、国土交通省令で定める時間を作業に従事させることができる。

③ 船長は、第一項の規定により、補償休日又は休息時間において、自 別 船長は、第一項の規定により、補償休日又は休息時間において、自

まて船員を作業に従事させることができる。 地定又は第七十二条の国土交通省令の規定による労働時間の制限を超場合においては、その協定で定めるところにより、第六十条第一項の場合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を組合、船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働第六十四条の二 船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、

るところにより、かつ、国土交通省令で定める補償休日の日数を限度においては、第六十二条第一項の規定にかかわらず、その協定で定めする者との書面による協定をし、これを国土交通大臣に届け出た場合使用する船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表第六十五条 船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、その

る。 償休日若しくは休息時間において海員を作業に従事させることができ は第六十二条第一項若しくは第六十五条の三の規定にかかわらず、補

2

②~④ (略)

るところにより、かつ、国土交通省令で定める補償休日の日数を限度においては、第六十二条第一項の規定にかかわらず、その協定で定めする者との書面による協定をし、これを国土交通大臣に届け出た場合使用する船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表第六十五条船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、その第六十五条船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、その

として、補償休日において船員を作業に従事させることができる。

労働時間の限度)

第六十五条の一 船員を作業に従事させる場合であ 又は第七十二条の 及び |条の国土交通省令の規定による労働時間並びに海員にあつては次項 規定による作業に従事する労働時間を含め、 週間当たりの労働時間は、 第六十四条第二項の規定により第六十条第 国土交通省令の規定による労働時間の つても、 第六十条第 船員の それぞれ十四時間及び 項の規定及び第七十 日当たりの 制限を超えて 項の規定 労働時

七十二時間を限度とする。

- ② 第六十四条の二第一項の規定により第六十条第一項の規定又は第七 ① 第六十四条の二第一項の規定により第六十条第一項の規定を超えて海員を作する労働時間を含め、それぞれ十四時間及び七十二時間を限えて海員を作業に従事させる場合であつても、海員の一日当たりの労働時間及び一業に従事させる場合であつても、海員の一日当たりの労働時間及び一業に従事させる場合であつても、海員の一日当たりの労働時間及び一業に従事させる場合であつても、海員の一日当たりの労働時間及び一業に従事させる場合であっても、海員の規定を超えて海員を作っている。
- 業に従事させてはならない。 | 船舶所有者は、船員を前二項に規定する労働時間の限度を超えて作

第六十四条第一項の規定により船員が作業に従事した労働時間は、

項及び第二項に規定する労働時間には算入しないものとする。

4

土交通省令で定めるものについては、適用しない。 著しく不適当な職務に従事することとなると認められる船舶として国のその航海の態様が特殊であるため船員がこれらの規定によることが⑤ 第一項から第三項までの規定は、海底の掘削に従事する船舶その他

休息時間)

割して船員に与えてはならない。 第六十五条の三 船舶所有者は、休息時間を一日について三回以上に分

|②||船舶所有者は、前項に規定する休息時間を一日について二回に分割

して、補償休日において海員を作業に従事させることができる。

(労働時間の限度)

第六十五条の二

に従事させてはならない。 船舶所有者は、海員を前項に規定する労働時間の限度を超えて作業

2

第一項に規定する労働時間には算入しないものとする。③ 第六十四条第一項の規定により海員が作業に従事した労働時間は、

通省令で定めるものについては、適用しない。く不適当な職務に従事することとなると認められる船舶として国土交の航海の態様が特殊であるため海員がこれらの規定によることが著し④ 第一項及び第二項の規定は、海底の掘削に従事する船舶その他のそ

(休息時間

割して海員に与えてはならない。 第六十五条の三 船舶所有者は、休息時間を一日について三回以上に分

② 船舶所有者は、前項に規定する休息時間を一日について二回に分割

休息時間を六時間以上としなければならない。して船員に与える場合において、休息時間のうち、いずれか長い方の

- 3 ができる。 して、 息時間を、 船員の過半数を代表する者との書面による協定をし、 ときはその労働組合、 ところにより、 合において休息時間のうちいずれか長い方の休息時間を六時間未満と 大臣に届け出た場合においては、 前 二項の規定にかかわらず 船員 一日について三回以上に分割して、 (海員にあつては、 その使用する船員の過半数で組織する労働組合がある 船員の過半数で組織する労働組合がないときは 次に掲げる者に限る。 船舶所有者は、 その協定で定めるところにより、 又は前項に規定する場 国土交通省令で定める)に与えること これを国土交通
- 場合において作業に従事する海員ある場合その他の国土交通省令で定める特別の安全上の必要がある船舶が狭い水路を通過するため航海当直の員数を増加する必要が
- で国土交通大臣の指定するものに乗り組む海員 ことが著しく不適当な職務に従事することとなると認められる船舶 ことが著しく不適当な職務に従事することとなると認められる船舶 の他のその航海の態様が特殊であるため船員が前二項の規定による一 定期的に短距離の航路に就航するため入出港が頻繁である船舶そ

(割増手当)

(通常配置表)

び作業内容に関し、国土交通省令で定めるところにより、通常配置表の他非常の場合以外の通常の場合における船員の船内作業の時間帯及第六十六条の二 船長は、第十二条から第十四条までに規定する場合そ

休息時間を六時間以上としなければならない。して海員に与える場合において、休息時間のうち、いずれか長い

· 方の

(割増手当)

(通常配置表)

び作業内容に関し、国土交通省令で定めるところにより、通常配置表の他非常の場合以外の通常の場合における海員の船内作業の時間帯及第六十六条の二 船長は、第十二条から第十四条までに規定する場合そ

ない。を定め、これを船員室その他適当な場所に掲示しておかなければなら

(記録簿の備置き等)

ければならない。

「第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項(第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項を備え置いて、船員の労働時間、補償休日、休息時間及び第六十六条第六十七条 船長は、国土交通省令で定めるところにより、船内に帳簿

帳簿の写しを交付しなければならない。
② 船長は、国土交通省令で定めるところにより、船員に対し、前項の

③ (略)

(例外規定)

√ 三 (略)

(定員)

ない。を定め、これを船員室その他適当な場所に掲示しておかなければなら

(記録簿の備置き等)

手当に関する事項を記載しなければならない。を備え置いて、労働時間、補償休日、休息時間及び第六十六条の割増第六十七条 船長は、国土交通省令で定めるところにより、船内に帳簿

帳簿の写しを交付しなければならない。 船長は、国土交通省令で定めるところにより、海員に対し、前項の

③ (略)

2

(例外規定)

には、これを適用しない。通省令の規定は、海員が船長の命令により、次の作業に従事する場合第六十八条。第六十条から前条までの規定及び第七十二条の二の国土交

√三 (略)

(定員)

ければならない。
おために必要な海員の定員を定めて、その員数の海員を乗り組ませな一条第一項の規定又は第七十二条の二の国土交通省令の規定を遵守す第六十九条 船舶所有者は、国土交通省令の定める場合を除いて、第六

② (略)

2

(略)

(適用範囲等

第七十一条 ついては、これを適用しない。 第六十条から第六十九条までの規定は、 次に掲げる船舶に

(削る)

漁船

許可を受けたもの 船員が断続的作業に従事する船舶で船舶所有者が国土交通大臣の

2

(削る)

第七十二条 海の態様及び当該船員の職務に応じ、国土交通省令で定める一定の期られる船舶で国土交通大臣の指定するものに関しては、当該船舶の航の規定によることが著しく不適当な職務に従事することとなると認め船舶その他のその航海の態様が特殊であるため船員が第六十条第一項 間を平均した一日当たりの労働時間が八時間を超えず、かつ、一日当 たりの労働時間について国土交通省令で別段の定めをすることができ たりの労働時間が十四時間を超えない範囲内において、船員の一日当 定期的に短距離の航路に就航するため入出港が頻繁である

(食料の支給

第八十条 船舶所有者は、 船員の乗船中、 これに食料を支給しなければ

(適用範囲等)

第七十一条 は、これを適用しない。 第六十条から第六十九条までの規定は、 次の船舶について

帆船

許可を受けたもの 海員が断続的作業に従事する船舶で船舶所有者が国土交通大臣

2 (略)

第七十二条 を適用しない。 第六十条から第六十九条までの規定は 次の者には、 これ

い者その他これらに準ずる者で国土交通省令で定めるもの 甲板部、 機関部又は無線部の最上位にある職員で航海当直をし

な

医師及び専ら看護に従事する者

(特例

第七十二条の二 できる。 日当たりの労働時間について国土交通省令で別段の定めをすることが 日当たりの労働時間が十四時間を超えない範囲内において、海員の一 の期間を平均した一日当たりの労働時間が八時間を超えず、かつ、一 の航海の態様及び当該海員の職務に応じ、国土交通省令で定める一定 認められる船舶で国土交通大臣の指定するものに関しては、当該船舶 ある船舶その他のその航海の態様が特殊であるため海員が第六十条第 項の規定によることが著しく不適当な職務に従事することとなると 定期的に短距離の航路に就航するため入出港が頻繁で

(食料の支給)

第八十条 より、 これに食料を支給しなければならない。 船舶所有者は、船員の乗船中国土交通 省令の 定めるところに

- 所有者の費用で行わなければならない。 員が負傷若しくは疾病のため職務に従事しない期間においては、船舶 の規定による食料の支給は、船員が職務に従事する期間又は船
- の定める食料表に基づいて行わなければならない。 定める漁船に乗り組む船員に支給する場合にあつては、国土交通大臣行区域とする船舶で総トン数七百トン以上のもの又は国土交通省令で3 第一項の規定による食料の支給は、遠洋区域若しくは近海区域を航 ②
- 準に該当する者を乗り組ませなければならない。一事に該当する者を乗りまする場合は、一事に該当する者を乗りまする場合は、一事に該当する場合は、一事に該当する者を乗りまする場合は、一事に該当する者を乗りまする。一事に該当する者を乗りまする。一事に該当する者を乗りまする。一事に該当する者を乗りまする。一事に該当する者を乗りまする。一事に対する者を乗りまする。一事に該当する者を乗りまする。一事に対する者を乗りまする。一事に対する者を乗りまする。一事に対する者を乗りまする。一事に対する者を乗りまする。一事に対する者を乗りまする。一事に対する者を乗りまする。一事に対する者を乗りまする。一事に対する者を乗りまする。一事に対する者を乗りまする。一事に対する者を乗りまする。一事に対する者を乗りまする。一事に対する者を乗りまする。一事に対する者を乗りまする。一事に対するとはないまする。一事に対するとはないまする。一事に対するとはないまする。一事に対するとはないまする。一事に対するとはないまする。一事に対するとはないまする。一事にないまするとはないまする。一事にないまするとはないまする。一事にないまするとはないまする。一事にないまするとはないまする。一事にないまするとはないまする。一事にないまするとはないまする。一事にないまするとはないまする。一事にないまするとはないまするとはないまする。ーまないまするとはないまするとはないまする。ーまないまするとはないまするとはないまする。ーまないまするとはないまするとはないまする。ーまないまするとはないまするとはないまする。ーまないまするとはないまするとはないまする。ーまないまするとはないまするとはないまするとはないまするとはないまするとはないまするとはないまするとはないまするとはないまするとはないまするとはないまするとはないまするとはないまするとはないまするとはないまするとはないまするとはないまするとはないまするとはないまするとはないま

(安全及び衛生)

らない。 国土交通省令で定める経験又は技能を有しない船員を従事させてはな② 船舶所有者は、国土交通省令で定める危険な船内作業については、

③·④ (略

(年少船員の就業制限

のみを使用する船舶については、この限りでない。
」を船員として使用してはならない。ただし、同一の家庭に属する者齢十五年に達した日以後の最初の三月三十一日が終了した者を除く。第八十五条 船舶所有者は、年齢十六年未満の者(漁船にあつては、年

通省令で定める危険な船内作業又は国土交通省令で定める当該船員の②船舶所有者は、年齢十八年未満の船員を第八十一条第二項の国土交

る食料は、国土交通大臣の定める食料表によらなければならない。ン以上のもの又は国土交通省令の定める漁船に乗り組む船員に支給す遠洋区域若しくは近海区域を航行区域とする船舶で総トン数七百ト

(安全及び衛生)

の保持に関し国土交通省令の定める事項を遵守しなければならない。び衛生に関する教育その他の船内作業による危害の防止及び船内衛生第八十一条 船舶所有者は、作業用具の整備、医薬品の備付け、安全及

らない。
国土交通省令の定める経験又は技能を有しない船員を従事させてはな② 船舶所有者は、国土交通省令の定める危険な船内作業については、

③·④ (略

(年少船員の就業制限)

ては、この限りでない。はならない。但し、同一の家庭に属する者のみを使用する船舶につい第八十五条 船舶所有者は、年齢十五年未満の者を船員として使用して

通省令の定める危険な船内作業又は国土交通省令の定める当該船員の船舶所有者は、年齢十八年未満の船員を第八十一条第二項の国土交

2

)()())())を全及び衛生上有害な作業に従事させてはならない。

③·④ (略)

(年少船員の夜間労働の禁止)

第八十六条 (略)

- は、これを適用しない。② 前項の規定は、第六十八条第一項第一号の作業に従事させる場合に
- ③ (略)

(妊産婦の労働時間及び休日の特例)

第八十八条の二の二 (削る)

間の制限を超えて作業に従事させてはならない。 船舶所有者は、妊産婦の船員を第六十条第一項の規定による労働時

産婦の船員を作業に従事させることができる。金第一項に規定する場合において、第六十条第一項の規定による労働時間の制限を超えて当該妊性保護上支障がないと医師が認めた場合に限る。)は、前項の規定にはる労働時間の制限を超えて作業に従事することを申し出たとき(その者の母性保護上支障がないと医師が認めた場合に限る。)は、前項の規定による労働時間の制限を超えて作業に従事することを申し出たとき(その者の母の制度に規定する場合において、第六十条第一項の規定による労働を帰過した妊産婦の船員が、第六十四

安全及び衛生上有害な作業に従事させてはならない。

③·④ (略)

(年少船員の夜間労働の禁止)

第八十六条 (略)

れを適用しない。 ② 前項の規定は、第六十八条第一号の作業に従事させる場合には、

③ (略)

ĺ

第八十八条の二 第六章 (第六十条第二項及び第三項、第六十二条並び(妊産婦の労働時間及び休日の特例)

び休日については、これを適用しない。

に第六十三条の規定を除く。)の規定は、

妊産婦の海員の労働時間及

3 条第二項に規定する場合において、 婦 かかわらず 間の制限を超えて作業に従事することを申し出たとき(その者の母 保護上支障がないと医師が認めた場合に限る。 舶所有者は 船員を作業に従事させることができる。 第六十条第 第六十四条第二項の国土交通省令で定める時間を限度 出産後八週間を経過した妊産婦の船員が、 項の規定による労働時間の制限を超えて当該妊 第六十条第一項の規定による労働 は、 第 項の規定 第六十四

とする。

● 「項の規定」と読み替えるものとする。● 「東六十四条第三項及び第六十六条の規定」とあるのは、「第六十条第一項の船員が労働時間の制限を超えて作業に従事した場合について準確婦の船員が労働時間の制限を超えて作業に従事した場合について準値がある。

規定及び第七十二条の国土交通省令の規定による労働時間並びに海員規定」とあるのは「第六十条第一項の規定」と、「第六十条第一項の規定工は第七十二条の国土交通省令の二第一項中「第六十条第一項の規定又は第七十二条の国土交通省令の二第一項、第三項の規定により妊産婦の船員が労働時間の制限を超えて作業が、第三項の規定により妊産婦の船員が労働時間の制限を超えて作業

あるの にお 第八十八条の二の二第三項において準用する前項」と読み替えるもの する第六十六条の割増手当」と、 通省令の 交通省令の規定」とあるの 六十六条中 とあるのは とあるの 条第三項中 -七条第 は て準用する第 規定」 一第八十八条の二 は 「第六十条第 「第八十八条の二の二第三項において準用する前項」 「休息時間及び第八十八条の二の二第三項において準用 とあるのは 項中 第 項に」 項に」 「補償休日 項の規定若しくは第七十二 一の二第三項において準用する前 は 「第八 とあるのは ح 「同項の規定」 同条第二項中 十八条の二の二第 第六十五条の三第 休息時間及び第六十六条の割増手当 「第八十八条の一 ٤ 「前項」 同条第一 一条の二の国土交 項中 項の規定」と、 とあるのは 項中 項」 「前項」 第三項 ٢ 前 لح ح 第 項

の規定」 定による」 にあつては次項の規定による作業に従事する」とあるの 十六条中 項 項 第五 項にお とあるのは とあるの とあるのは لح 第六十条第 同条第三項中 いて準用する第一 は 「第八十八条の 「第六十条第一項の規定」と読み替えるものとす 「同条第五項において準用する第 項の規定若しくは第七十二条の国土交通省令 「前二項」 項 <u>ー</u>の لح とあるのは 第 同条第四項中 項 لح 第八十 項」 は 第六十四条 第 同 項及び 西項の規 条の二 第六

⑥ 第六十五条の三第三項の規定は、出産後八週間を経過した妊産婦の

第八十八条の三 (略)

2

のは と、「作業に従事する」が八時間を超える時間。 を基準として、第六十条第二項及び前条」とあるのは「超過時間の合 間当たり又は少なくとも一日の休日が与えられない一週間当たり一日 なくとも一 て少なくとも一日の休日を与えることができない場合」とあるのは「 週間において四十時間を超える場合」と、 |八時間当たり一日を基準として、第六十条第二項」とする。 中「一週間において四十時間を超える場合又は船員に一週間におい 妊産婦の船員に係る第六十二条の規定の適用については、 「作業に従事すること」と、同条第二項中「超過時間の合計八時 作業に従事すること又はその休日を与えられないこと」とある 日の休日が与えられない場合にあつては、 次項において」とあるのは 当該 「次項において」 その超える時間 週間において少 同条第一

3

船舶所有者は、

出産後八週間を経過した妊産婦の船員が次に掲げる

3

その者の母性保護上支障がないと医師が認

めたときは、

第一項及び前項の規定により読み替えて適用する第六十

当該妊産婦の船員を休日において作

出をした場合において、

一条第一項の規定にかかわらず、

② 妊産婦の海員に係る第八十八条の三 (略)

して、第六十条第二項」とする。

して、第六十条第二項」とする。

して、第六十条第二項中「一週間において四十時間を超える場合」と、「作業に従事すること」と、同条第二項中「超過時間の合計八時間当たり又は少なくとも一日と、同条第二項中「超過時間の合計八時間当たり又は少なくとも一日と、同条第二項中「超過時間を超える場合」と、「作業に従事すること又一週間において四十時間を超える場合」と、「作業に従事すること又で少なくとも一日の休日を与えることができない場合」とあるのは「項中「一週間において四十時間を超える場合又は海員に一週間におい項中「一週間において四十時間を超える場合又は海員に一週間におい近、原条第一

その者の母性保護上支障がないと医師が認めたときは、第一項及び前六十四条第一項又は第六十五条に規定する場合に限る。)において、て作業に従事することを申し出た場合(妊産婦の海員にあつては、第船舶所有者は、出産後八週間を経過した妊産婦の船員が休日におい

業に従事させることができる。

従事することの申出
「第六十四条第一項に規定する場合において、休日において作業に

日において作業に従事することの申出により、かつ、国土交通省令で定める日数を超えない範囲内で、休二 第六十五条に規定する場合において、同条の協定で定めるところ

て作業に従事した場合について準用する。 ④ 第六十六条の規定は、前項の規定により妊産婦の船員が休日におい

る。
らず、当該妊産婦の船員を休日において作業に従事させることができらず、当該妊産婦の船員を休日において作業に従事させることができ項の規定により読み替えて適用する第六十二条第一項の規定にかかわ

一十八条の三第四項において準用する前項」と読み替えるものとする。
 第六十六条の割増手当」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第八有者について準用する。この場合において、同条第一項中「第六十六条の規定は妊産婦の船員が乗り組む船舶の船長及び船舶所、第六十六条の規定は妊産婦の船員が乗り組む船舶の船長及び船舶所、第六十六条の規定は前項の規定により妊産婦の海員(第七十二条各人の場合において作業に従事した場合について

(例外規定)

号の作業に従事させる場合には、これを適用しない。
並びに前三条の規定は、船舶所有者が妊産婦の船員を第六十八条第一第八十八条の五 第六十条第二項及び第三項、第六十二条、第六十三条

(例外規定)

事させる場合には、これを適用しない。
は、船舶所有者が妊産婦の船員を第六十八条第一項第一号の作業に従第一項及び第二項、第六十六条の二、第六十七条並びに前三条の規定第八十八条の五 第六十条、第六十二条、第六十三条、第六十五条の三

第十一章の二 船員の労働条件等の検査等

(定期検査)

」という。)に従事させようとするときは、当該特定船舶に係る船員地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間の航海(以下「国際航海う。)の船舶所有者は、当該特定船舶を初めて本邦の港と本邦以外の第6で定める特別の用途に供される船舶を除く。以下「特定船舶」とい第6条の二 総トン数五百トン以上の日本船舶(漁船その他国土交通省

(新規

とする。とする。とする。とすると一次の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び療養補償(以下「労働条件、安全衛生その他の労働環境及び療養補償(以下「労働条件、安全衛生その他の労働環境及び療養補償(以下「労働条とする。

(海上労働証書)

一項の検査の結果当該船舶が次に掲げる要件の全てに適合すると認め第百条の三国土交通大臣は、国土交通大臣又は登録検査機関が前条第

おいて、国土交通大臣が当該要件に適合するために必要な措置が講じ該船舶が次に掲げる要件のいずれかに適合していないと認めた場合にればならない。国土交通大臣又は登録検査機関が同項の検査の結果当たときは、当該船舶の船舶所有者に対し、海上労働証書を交付しなけ

に規定する書面が交付されていること。第三十二条第一項及び第三項の規定により、船員にこれらの規定

第三十二条の二各号に掲げる者が船員として雇い入れられていな

られたものと認めたときも、

同様とする。

に規定する書面が交付されていること。 第三十六条第一項及び第二項の規定により、船員にこれらの規定

いこと。

帳に記載されていること。
 「第五十条第三項の規定により、船員の勤務に関する事項が船員

手

(新規

- 員に給料その他の報酬が支払われていること。六一第五十三条第一項及び第二項並びに第五十六条の規定により、船
- 付されていること。

 付されていること。

 一 第五十三条第三項の規定により、船員に同項に規定する書面が交
- による基準に適合しているものであること。 第八十八条の三第一項から第三項まで並びに第八十八条の五の規定 用する場合を含む。)、第六十八条第一項、第七十一条、第七十二 項及び第二項、同条第三項(第八十八条の二の二第六項において準 おいて準用する場合を含む。)並びに第五項、第六十五条の三第一 第五項において準用する場合を含む。 一第三項及び第四項(これらの規定を第八十八条の二の二第五項に 船員の労働時間及び休日が、 第八十八条の二、 項、 第六十二条、 第六十五条、 第六十四条第 第八十八条の二の二第一項から第三項まで、 第六十五条の一 第六十条第 項及び第一 一第)及び第一 項 項及び第一 項 (第八十八条の二の二 項、 第六十四条の一 第六十五条の 項、 第六十
- が掲示されていること。
 九 第六十六条の二の規定により、通常配置表が定められ、及びこれ
- が船員に交付されていること。 帳簿が備え置かれており、かつ、同条第二項の規定によりその写し 帳簿が一、電子のの規定によりである。 第六十七条第一項の規定により同項に規定する事項が記載された
- と。 第七十条の規定により、必要な員数の海員が乗り組んでいるこ- 一

第八十条第一項から第三項までの規定により、

船員に食料が支

- 十四 船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し第八十一の国土交通省令で定める基準に該当する者が乗り組んでいること。十三 第八十条第四項の国土交通省令で定める船舶にあつては、同項 給されていること。
- 同項の国土交通省令で定める経験又は技能を有しない船員が従事し五、第八十一条第二項の国土交通省令で定める危険な船内作業に、

条第一項の国土交通省令で定める事項が遵守されていること。

ていないこと。

- 規定により、医師が乗り組んでいること。十七一第八十二条第一号及び第二号に掲げる船舶にあつては、同条の
- 十九
 第八十三条第一項の健康証明書を持たない者が船舶に乗り組んび同条第二項の規定により、衛生管理者が選任されていること。

 十八
 第八十二条の二第一項第一号に掲げる船舶にあつては、同項及
- 二十 年齢十六年未満の者が船員として使用されていないこと。 でいないこと。
- 定める危険な船内作業又は第八十五条第二項の国土交通省令で定め二十一年齢十八年未満の船員が第八十一条第二項の国土交通省令で「一年齢」「発生ラネのネス解して」「他月です」はアルフラ
- させてはならない時刻の間において作業に従事していないこと。 二十二 年齢十八年未満の船員が第八十六条の規定により作業に従事

る当該船員の安全及び衛生上有害な作業に従事していないこと。

- の見やすい場所に掲示され、又は備え置かれていること。二十四 第百十三条第一項の規定により、同項に規定する書類が船内
- いること。

 いること。

 いること。

 小ること。

 小ること。

 小ること。

 小ること。

 小ること。

 小ること。
- 情処理手続が定められていること。一十六 第百十八条の四第一項の規定により、同項に規定する船内苦一十六
- 書面が交付されていること。
 一十七 第百十八条の四第二項の規定により、船員に同項に規定する
- 理されていること。
 一十八 第百十八条の四第三項の規定により、同条第一項の苦情が

、船員に対して不利益な取扱いがされていないこと。一十九一第百十八条の四第一項の苦情の申出をしたことを理由として

二条第二項に規定する船舶職員が乗り組んでいること。

八条、第十九条第一項及び第二十三条第五項の規定により、同法第一(同条第四項に規定する小型船舶を除く。)にあつては、同法第十三十一 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二条第一項に規定する船舶

されていること。
管理の体制及び方法が定められており、かつ、これらが適確に実施
管理の体制及び方法が定められており、かつ、これらが適確に実施
げる要件に適合するために船舶所有者が実施すべき事項並びにその

有効期間は、その変更があつた日に満了したものとみなす。所有者の変更があつたときは、当該船舶に交付された海上労働証書のが頭の規定にかかわらず、海上労働証書の交付を受けた船舶の船舶

(中間検査)

の行う中間検査を受けなければならない。
船舶に係る船員の労働条件等について国土交通大臣又は登録検査機関上労働証書の有効期間中において国土交通省令で定める時期に、当該第百条の四 海上労働証書の交付を受けた船舶の船舶所有者は、当該海

(新規)

(海上労働証書の効力の停止)

労働証書の効力を停止するものとする。
措置が講じられたものと認めるまでの間、当該船舶に交付された海上に適合していないと認めたときは、当該要件に適合するために必要な検査の結果当該船舶が第百条の三第一項各号に掲げる要件のいずれか第百条の五 国土交通大臣は、国土交通大臣又は登録検査機関が前条の

(臨時海上労働証書)

は果当該船舶が欠こ場げる要件の全てこ適合すると認めたときは、当 国土交通大臣は、国土交通大臣又は登録検査機関が第一項の検査の のについても、船舶所有者の申請により実施することができる。 のについても、船舶所有者の申請により実施することができる。 のについても、船舶所有者の申請により実施することができる。 のについても、船舶所有者の申請により実施することができる。 のについても、船舶所有者の申請により実施することができる。

一 沿内乍業こよる宣書の方上及び沿内衛生の呆寺こ関し第八十一条で、第三十号及び第三十一号の要件に適合していること。十三号、第十七号から第二十号まで、第二十四号から第二十七号ま一 第百条の三第一項第一号から第四号まで、第九号、第十一号、第

よる危害の防止及び船内衛生の保持に関する措置の船内における実衛生の保持に必要な設備の設置及び物品の備付け並びに船内作業に第一項の国土交通省令で定める事項のうち、作業用具の整備、船内船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し第八十一条

新規

新規)

(新 新 新 規 規 規)	4 前項の臨時海上労働証書(以下「臨時海上労働証書」という。)の有効期間は、六月とする。ただし、その有効期間は、当該船舶の船舶有効期間は、六月とする。ただし、その有効期間は、当該船舶の船舶所有者が当該船舶について海上労働証書の交付を受けたときは、満了したものとみなす。 (特定船舶の航行) 第百条の七 特定船舶は、有効な海上労働証書又は臨時海上労働証書の交付を受けたときは、満了により、これらの証書を備え置かなければ、国際航海に従事させてはならない。 (再検査) 第百条の八 海上労働証書又は臨時海上労働証書の交付を受けた特定船舶の船舶所有者は、当該特定船舶内に、国土交通省令で定めるところにより、これらの証書を備え置かなければならない。 (再検査) 第百条の八 海上労働証書を備え置かなければならない。 (再検査) 第百条の八 第百条の二第一項、第百条の四又は第百条の六第一項の検第百条の九 第百条の二第一項、第百条の四又は第百条の六第一項の検第百条の九 第百条の二第一項、第百条の四又は第百条の六第一項の検第百条の九 第百条の二第一項、第百条の四又は第百条の六第一項の検方を記載した文書を添えて国土交通大臣に再検査を申請することができる。
	施及びその管理の体制の整備に関するものとして国土交通省令で定

において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。 2 国土交通大臣は、前項の規定により登録の申請をした者(以下このという。)は、法定検査を行おうとする者の申請により行う。 という。 第百条の二第一項の規定による登録(以下単に「登録」 (登録)	第十一章の三 登録検査機関	関し必要な事項は、国土交通省令で定める。	第百条の十 国土交通大臣は、海上労働証書の返納を命ずることができる。	(証書の返納命令) (証書の返納命令) (証書の返納命令) (証書の返納命令) (証書の返納命令) (証書の返納命令) (証書の返納命令) (証書の返納命令) (証書の返納命令)
(新	(新	(新		(新
規)	規)	規)		規)

- 条の十七において「検査員」という。)が検査を実施すること。一次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者(第百
- 員として五年以上の乗船経験を有すること。

 昭 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二条第二項に規定する船舶職
- れかに該当するものでないこと。

 二 登録申請者が、船舶所有者に支配されているものとして次のいず
 ハ イ又は口に掲げる者と同等以上の知識経験を有すること。
- ていること。

 ていること。

 を録申請者の役員(持分会社(会社法第五百七十五条第一項に
 ののののでは、登録申請者の役員(持分会社(会社法第五百七十五条第一項に
 ののののでという。)にあつては、業務を執行する社員)
- 又は職員であつた者を含む。)であること。船舶所有者の役員又は職員(過去二年間に当該船舶所有者の役員)が、登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、

3

国土交通大臣は、

登録申請者が、

次の各号のいずれかに該当すると

- の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく型船舶操縦者法又はこれらの法律に基づく命令に違反し、罰金以上一。この法律、船舶安全法、船員職業安定法若しくは船舶職員及び小きは、登録をしてはならない。
- 一 第百条の二十六第一項又は第二項の規定により登録を取り消され

なつた日から二年を経過しない者

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

(新規)

2 第百条の十九 録であ 提出するとともに、 条の二において「財務諸表等」という。 事業報告書 業年度の財産目録、 第四号の請求をするには、登録検査機関の定めた費用を支払わなけれ いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は 磁的記録を含む。 その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記 船舶所有者その他の利害関係人は、登録検査機関の業務時間内は、 下この条において同じ。 って、 (その作成に代えて電磁的記録 電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。 登録検査機関は、 次項、 五年間事務所に備えて置かなければならない。 貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに 第百条の二十六第二項第四号及び第百三十三 の作成がされている場合における当該電 毎事業年度経過後三月以内に、)

を

作成し、 (電子的方式) 国土交通大臣に 磁気的方式 当該事

覧又は謄写の請求財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲ばならない。

一前号の書面の謄本又は抄本の請求

した書面の交付の請求一直省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載一前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交

(業務の休廃止)

検査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。第百条の二十一登録検査機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、

(適合命令)

除く。)が第百条の十二第二項各号のいずれかに適合しなくなつたと第百条の二十一(国土交通大臣は、登録検査機関(外国登録検査機関を

(新規

(新規)

(新 規)	3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められ 家百条の二十五 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると と認めるときは、その職員に、登録検査機関(外国登録検査機関を除 他の物件を検査させることができる。 れを提示しなければならない。 れを提示しなければならない。
(新 規)	、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。と認めるときは、登録検査機関(外国登録検査機関を除く。)に対し、第百条の二十四 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要がある(報告の徴収)
(新 規)	のとする。 のとする。
(新 規)	認めるときは、その登録検査機関に対し、これらの規定に適合するた 図書の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

たものと解釈してはならない。

(登録の取消し等)

とができる。
し、又は期間を定めて検査業務の全部若しくは一部の停止を命ずるこし、又は期間を定めて検査業務の全部若しくは一部の停止を命ずるこし、又は期間を定めて検査業務の全部若しくは一部の停止を命ずるこし、又は期間を定めて検査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

第百条の十二第三項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。とかてきる。

条の二十又は次条の規定に違反したとき。

第百条の十七第一項、第百条の十九第一項、

第百

第百条の十五、

による認可を受けた検査業務規程によらないで検査を行つたとき。 三 第百条の十六第一項の規定による認可を受けず、又は同項の規定

を拒んだとき。 を拒んだとき。 五 正当な理由がないのに第百条の十九第二項各号の規定による請求

六 不正の手段により登録を受けたとき。

2

、第三号又は第六号のいずれかに該当するとき。
前項第一号、第二号(第百条の十九第一項に係る部分を除く。)

規定による請求に応じなかつたとき。 二項、第百条の十七第二項、第百条の二十一又は第百条の二十二の 第百条の二十三の規定により読み替えて準用する第百条の十六第

た場合において、その請求に応じなかつたとき。 ると認めて、期間を定めて検査業務の全部又は一部の停止を請求し二 国土交通大臣が、外国登録検査機関が前二号のいずれかに該当す

し、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載を四 第百条の十九第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず

新報

第百十三条 船舶所有者は、この法律、労働基準法、この法律に基づく(就業規則等の掲示等)	五 第百条の二十六第二項の規定により登録を取り消したとき。 務の停止を命じたとき。 第百条の二十六第一項の規定により登録を取り消し、又は検査業二 第百条の二十の規定による許可をしたとき。 二 第6条の十五の規定による届出があつたとき。	C公示しなければならない。	これを保存しなければならない。 、帳簿を備え、検査業務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、 、「帳簿の記載) (帳簿の記載)	当該検査を受ける外国登録検査機関の負担とする。 当該検査を受ける外国登録検査機関の負担とする。 お、	担んだとき。 国土交通大臣が、 国土交通大臣が、 大場合において、そ
第百十三条 船舶所有者は、(就業規則等の公示)		(新規)	(新規)		
この法律、					
労働基準法、					
船舶所有者は、この法律、労働基準法、この法律に基づい等の公示)					

なければならない。を船内及びその他の事業場内の見やすい場所に掲示し、又は備え置か第一項、第六十五条及び第六十五条の三第三項の協定を記載した書類命令、労働協約、就業規則並びに第三十四条第二項、第六十四条の二

見やすい場所に掲示し、又は備え置かなければならない。上の労働に関する条約を記載した書類を船内及びその他の事業場内の特別の用途に供される船舶の船舶所有者を除く。)は、二千六年の海②船舶所有者(漁船その他第百条の二第一項の国土交通省令で定める

(付加金の支払)

第百十六条 船舶所有者は、第四十四条の三から第四十六条まで、第四第百十六条 船舶所有者は、第四十四条の三から第四十六条まで、第四ない。

② (略)

(航海当直部員)

② (() ()

い。他の事業場内の見やすい場所に掲示し、又は備え置かなければならな四条の二第一項及び第六十五条の協定を記載した書類を船内及びそのて発する命令、労働協約、就業規則並びに第三十四条第二項、第六十

(付加金の支払)

第百十六条 船舶所有者は、第四十四条の三から第四十七条まで、第四 なければならない。 第四十七条の場合には送還の費用)についての次項の規定にき金額(第四十七条の場合には送還の費用)についての次項の規定により船舶所有者が支払うべの規定に違反したときは、これらの規定により船舶所有者が支払うべよる請求の時における未払金額に相当する額の付加金を船員に支払わる請求の時における未払金額に相当する額の付加金を船員に支払わる。 第四十六条 船舶所有者は、第四十四条の三から第四十七条まで、第四

② (略)

(航海当直部員)

②~⑤ (略)

(船内苦情処理手続)

2 第百十八条の四 手続をいう。 労働条件等に関し国土交通省令で定める事項に関する苦情を処理する 船内苦情処理手続 手続を記載した書面を船員に交付しなければならない。 船舶所有者は、 労働基準法及びこの法律に基づく命令に規定する事項並びに船員の 以下この条において同じ。 船舶所有者は、 雇入契約が成立したときは、 (船員が航海中に船舶所有者に申出をしたこの法律 国土交通省令で定めるところにより、 を定めなければならない。 遅滞なく、 船内苦情処

なければならない。 にあつては、船内苦情処理手続に定めるところにより、苦情を処理してあつては、船内苦情処理手続に定めるところにより、苦情を処理しる 船舶所有者は、船員から航海中に第一項の苦情の申出を受けた場合

に対して解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。船舶所有者は、第一項の苦情の申出をしたことを理由として、船員

(外国船舶の監督等)

第百二十条の三 国土交通大臣は、その職員に、日本船舶以外の船舶(関百二十条の三 国土交通省令で定める。以下この条において「外国船舶」という。)で国土交通省令で定めるものが国内の港にある間、当該外国船舶に立ち入り、当該外国船舶の乗組員の労働条件等が二千六年の海上の労働に関する当該外国船舶の乗組員の労働条件等が二千六年の海上の労働に関するが次に掲げる要件に適合しているかどうか及び当該外国船舶に立ち入り、当該外国船舶の乗組員の労働条件等が二千六年の海上の労働に関するとが次に掲げる要件の全てに適合しているかどうかについて検査を行わが次に掲げる要件の全てに適合しているかどうかについて検査を行わず次に掲げる要件の全てに適合しているかどうかについて検査を行わず次に掲げる要件の全てに適合しているかどうかについて検査を行わず次に掲げる要件の全てに適合しているかどうかについて検査を行わず次に掲げる要件の全てに適合しているかどうかについて検査を行わず次に掲げる要件の全てに適合しているかどうかについて検査を行わず次に掲げる要件の全てに適合しているかどうかとある。

(町)

土交通省令で定める事項を適切に実施するために必要な知識及び能二 操舵設備又は消防設備の操作その他の航海の安全の確保に関し国

(新担

(外国船舶の監督)

の海員が乗り組んでいること。ための作業を適切に実施するために必要な海員の定員に従つた員数をの船舶が国籍を有する国が定める船舶の航海の安全を確保する

二 (略)

土交通省令の定める事項を適切に実施するために必要な知識及び能工、操舵設備又は消防設備の操作その他の航海の安全の確保に関し国

力を有していること。

- について審査を行うことができる。 国出交通大臣は、前項の検査を行う場合において必要があると認めるときは、その必要と認める限度において、当該外国船舶の帳簿書類 国土交通大臣は、前項の検査を行う場合において必要があると認め
- ③ 国土交通大臣は、第一項の規定による検査の結果、当該外国船舶の ③ 国土交通大臣は、第一項の規定による検査の結果、当該外国船舶の 3 国土の 3
- 船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。洋環境の保全に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該外国結ずることが人の生命、身体若しくは財産に危険を生ぜしめ、又は海舶の大きさ及び種類並びに航海の期間及び態様を考慮して、航海を継舶の大きさ及び種類並びに航海の期間及び態様を考慮して、航海を継利の大きさ及び種類がびに航海の期間及び態様を考慮して、航海を継利の大きさ及び種類ができます。

4

⑤ (略)

6 三項中 務官」とあるのは「同条第一項の規定により立入検査をする職員」と び第四項の規定は第一項の場合について、 第四項」と、「 定める要件に適合するために必要な措置がとられた」と、第百七条第 千六年の海上の労働に関する条約に定める要件及び同条第一項各号に 合において、 項」と読み替えるものとする。 同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは 第百一条第三項の規定は第四項の場合について、第百七条第三項 「前二項」とあるのは「第百二十条の三第一項」と、 第百一条第三項中「前項」とあるのは 項に規定する事実がなくなつた」とあるのは「二 それぞれ準用する。この場 「第百二十条の三第 「第百二十条の三 「船員労 反

力を有していること。

2

- 文書により通告するものとする。の船舶の船長に対し、その要件を満たすための措置をとるべきことを員が同項各号の一に定める要件を満たしていないと認めるときは、そ同土交通大臣は、第一項の規定による検査の結果、その船舶の乗組
- めることができる。
 国土交通大臣は、前項の規定に基づく通告をしたにもかかわらず、
 国土交通大臣は、前項の規定に基づく通告をしたにもかかわらず、
 国土交通大臣は、前項の規定に基づく通告をしたにもかかわらず、
 国土交通大臣は、前項の規定に基づく通告をしたにもかかわらず、

⑤ (略)

6 」と読み替えるものとする。 び第四項の規定は第一項の場合について準用する。この場合において 条第四項中「第 号に定める要件を満たすための措置がとられた」と、 とあるのは「同条第一項の規定により立入検査をする職員」と、 第百一条第三項中「前項」とあるのは「第百二十条の三第四項」と 第百一条第三項の規定は第四項の場合について、 「前二項」とあるのは「第百二十条の三第一項」と、 第一項に規定する事実がなくなつた」とあるのは「同条第一項各 一項又は第二項」 とあるのは 「第百二十条の三第一項 第百七条第三項 第百七条第三項 「船員労務官 同

○ 第百十二条の規定は、外国船舶の乗組員について準用する。この場で、第百十二条の規定は、外国船舶の乗組員について準用する。この場で、第百十二条の規定は、外国船舶の乗組員について準用する。この場で、第五十二条の規定は、外国船舶の乗組員について準用する。この場ので、第五十二条の規定は、外国船舶の乗組員について準用する。この場のでは、

(手数料の納付)

で定める額の手数料を国に納めなければならない。長が行う事務に係る申請をする者を除く。)は、実費を勘案して政令第百二十一条の二次に掲げる者(第百四条第一項の規定により市町村

- 一 船員手帳の交付、再交付、訂正又は書換えを受けようとする者 ・ うとうれて、
- 項の救命艇手適任証書の再交付を受けようとする者 第八十二条の二第二項の衛生管理者適任証書又は第百十八条第二
- を受けようとする者 第八十二条の二第三項第一号又は第百十八条第三項第一号の試験
- | |による認定を受けようとする者| |四||第八十二条の二第三項第二号又は第百十八条第三項第二号の規定
- ようとする者に限る。)
 登録検査機関が検査を行つた船舶に係るこれらの証書の交付を受け
 、 海上労働証書又は臨時海上労働証書の交付を受けようとする者 (
- うとする者 七 海上労働証書又は臨時海上労働証書の再交付又は書換えを受けよ

円以下の罰金に処する。第百二十六条 船長が次の各号のいずれかに該当する場合には、三十万

七条第二項の規定に違反したとき。十七条、第五十条第二項、第五十五条、第六十六条の二又は第六十一第八条、第十条、第十一条、第十四条の三第一項、第十六条、第

(手数料の納付)

ある額の手数料を納めなければならない。 管理者適任証書若しくは救命艇手の試験を受け、若しくはこれらの資格の 認定を申請しようとする者(第百四条第一項の規定により市町村長が 認定を申請しようとする者(第百四条第一項の規定により市町村長が 記定を申請しようとする者(第百四条第一項の規定により市町村長が で定 でする。)は、実費を勘案して政令で定 でする額の手数料を納めなければならない。

円以下の罰金に処する。 第百二十六条 船長が次の各号のいずれかに該当する場合には、三十万

二又は第六十七条第二項(第八十八条の二の二第三項及び第八十八十七条、第三十六条、第五十条第二項、第五十五条、第六十六条の第八条、第十条、第十一条、第十四条の三第一項、第十六条、第

<u>-</u>. = 略

匹 第十五条の規定に基づく国土交通省令に違反して水葬に付したと

略

七 五 第 六 記載せず 第五十条第三項の規定に違反して、 又は虚偽の記載をしたとき。 船員手帳に記載すべき事項 É

八 載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき 第六十七条第一項の規定による帳簿を備え置かず、 又は帳簿に記

七

きは、 十六条 第八十九条、第九十一条から第九十四条まで、第百十二条第二項、 条の二の二第一項、 第七十八条、第八十条、第八十一条第一項から第三項まで、 第四項において準用する場合を含む。)、第六十九条、第七十四条、 くは第三項、 百十八条の二、第百十八条の三若しくは第百十八条の四第四項の規定 百十七条の二第一 項、 (第八十八条の二の二第五項において準用する場合を含む。) 、第六 違反し、又は第七十三条の規定に基づく国土交通省令に違反したと 第四十四条の二第一項若しくは第二項、 第八十六条第一項、第八十七条第一項若しくは第二項、 第四十九条、 六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 (第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三 船舶所有者が第三十三条、 第四十五条、 項、第百十七条の三第一項、 第八十八条の三第一項、第八十八条の四第一項、 第六十二条、 第四十六条、 第六十三条、 第三十四条第一項、 第四十七条第一 第四十四条の三第一項若し 第百十八条第一項、第 第六十五条の二第三項 項若しくは第 第三十五条 第八十八 第八十二 第

> 条の三 第四項において準用する場合を含む。 の規定に違反したと

<u>-</u>. <u>=</u>. (略)

兀 付したとき。 第十五条の規定に基づいて発する国土交通省令に違反して水葬に

五・六 (略)

載をしたとき。 置かず、又は帳簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記 三第四項において準用する場合を含む。 第六十七条第一 項(第八十八条の二の二第三項及び第八十八条)の規定による帳簿を備え

第百三十条 若しくは第二項、第八十八条の二の二第二項、第八十八条の三第一項から第三項まで、第八十二条、第八十六条第一項、第八十七条第一項第六十九条、第七十四条、第七十八条、第八十条、第八十一条第一項 違反したときは、 定に違反し、又は第七十三条の規定に基づいて発する国土交通省令に 項、第百十八条第一項、 で、第百十二条第二項、 第三項及び第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。)、 において準用する場合を含む。)、第六十六条 条、第六十三条、 くは第三項、 第八十八条の四第一項、 第四十四条の二第一項若しくは第二項、 船舶所有者が第三十三条、 第四十五条から第四十七条まで、 第六十五条の二第二項 六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 第百十八条の二若しくは第百十八条の三の規 第百十七条の二第一項、 第八十九条、第九十一条から第九十四条ま 第三十四条第 (第八十八条の二の) 第四十四条の三第一項若し 第四十九条、 (第八十八条の二の二 第百十七条の三第 項、 一第三項

(新規)

第百三十条の二

船舶所有者が次の各号の

いず

れかに該当する場合には

一百万円以下の罰金に処する。

偽りその他不正の行為により海上労働証書又は臨時 再交付又は書換えを受けたとき。 海上労働証 書

を受けた船舶を国際航海に従事させたとき。 第百条の四の規定による検査を受けないで、 海上労働証書の交付

第百条の七の規定に違反して、 特定船舶を国際航海に従事させた

第百三十条の三 船舶所有者が第百条の十第一 項又は第二項の規定によ

る命令に違反したときは、 五十万円以下の罰金に処する。

第百三十一条 三十万円以下の罰金に処する。 船舶所有者が次の各号のいずれかに該当する場合には

の七又は第百十三条の規定に違反したとき。 条の二第一項、 は第二項、 第三十四条第二項、第三十六条第三項、 第五十四条、第五十六条、第五十八条第一項、 第八十三条第一項、第八十五条第三項、第八十八条 第五十三条第一項若しく 第八十二

含む。 くは虚偽の記載のある書面を交付したとき。 交付せず、 十三条第三 第三十二条第 若しくは第三項、 一項又は第百十八条の四第二項の規定に違反して 又はこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若し 項、 第二項 第三十六条第 (同条第四項において準用する場合を 項若しくは第一 項 書面を 第五

(略)

兀 かず、又は帳簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載第五十八条の二又は第六十七条第三項の規定による帳簿を備え置 をしたとき。

四の二 第百条の 八の規定に違反して 特定船舶を国際航海に従事さ

Ŧī. せたとき。 (略)

第百三十一条 三十万円以下の罰金に処する。 船舶所有者が次の各号のいずれかに該当する場合には

違反したとき。 十六条、第五十八条第一項、第八十二条の二第一項、 項、第八十五条第三項、第八十八条の七又は第百十三条の規定に 第三十二条、 第三十四条第二項、第五十三条、 第五十四条、 第八十三条第 第五

三 は帳簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたと おいて準用する場合を含む。)の規定による帳簿を備え置かず、 第五十八条の二又は第六十七条第三項 (第八十八条の三第四項に 又

兀

(略)

る請求を拒んだ者(外国登録検査機関を除く。)は、二十万円以下の偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定によ備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚第百三十三条の二 第百条の十九第一項の規定に違反して財務諸表等を	十〜十五 (略)	四 偽りその他不正の行為により船員手帳の交付、再交付、訂正又は三 第五十条第四項の規定に基づく国土交通省令に違反した者二 (略)	一 (略) 一 (略) 金に処する。 衆の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰第百三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰	十四の規定による報告をせず、又は虚偽の報十の規定による許可を受けないで検査業務の以下の罰金に処する。	第百三十一条の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反の命令に違反したときは、その違反行為をした登録検査機関の役員又の命令に違反したときは、その違反行為をした登録検査機関の役員又第百三十一条の二 第百条の二十六第一項の規定による検査業務の停止
(新規)		五 詐偽その他の不正行為をもつて船員手帳の交付、訂正又は書換え者 男五十条第三項の規定に基づいて発する国土交通省令に違反した三 (略)	一 (略) 一 (略) 金に処する。 金に処する。 第百三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰		(新規)

過料に処する。

か、その船舶所有者に対して、各本条の罰金刑を科する。号若しくは第十一号の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほ十二条第一号又は第百三十三条第一号、第六号から第八号まで、第十船舶所有者の業務に関し第百二十九条から第百三十一条まで、第百三第百三十五条船舶所有者の代表者、代理人、使用人その他の従業者が

者に対して、各本条の罰金刑を科する。での違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その船舶所有十二条第一号又は第百三十三条第一号若しくは第七号から第十一号ま船舶所有者の業務に関し第百二十九条から第百三十一条まで、第百三第百三十五条 船舶所有者の代表者、代理人、使用人その他の従業者が

又は第十一号の違反行為をしたときは、前項の規定を準用する。の従業者がその団体の業務に関し第百三十三条第七号から第九号まで第九十七条第三項に規定する団体の代表者、代理人、使用人その他

2

 \bigcirc 船員保険法 (昭和十四年法律第七十三号) (附則第十三条関係)

改

正

案

現

行

第

(傍
線
の部
引分
は
改
船部
労

を行う場合によいでは、計算には、できないできないです。 百六条 被保険者又は被保険者であった者が、次の各号のいずれかに	第百六条
養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、出	養費、促
産育児一時金、出産手当金若しくは休業手当金の支給は行わない。た	産育児一
だし、第一号に該当する場合においては第五十三条第一項第一号から	だし、労
第三号までに掲げる療養の給付及び移送費の支給(船員法第四十七条	第三号ま
第一項及び第二項に規定する送還を受けることができる場合(同条第	に規定す
四項の規定による請求がされた場合にあっては、被保険者又は被保険	、第二早
者であった者の職務外の負傷又は疾病につき被保険者又は被保険者で	金及びは
あった者に故意のある場合に限る。)を除く。)を除くものとし、第	くものレ
二号及び第三号に該当する場合においては傷病手当金、出産手当金及	
び休業手当金の支給(厚生労働省令で定める場合を除く。)を除くも	
のとする。	

とする。 までに掲げる療養の給付及び移送費の支給(船員法第四十七条第一号に該当する場合においては第五十三条第一項第一号から一時金、出産手当金若しくは休業手当金の支給は行わない。た保険外併用療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、出保険外併用療養費 休業手当金の支給(厚生労働省令で定める場合を除く。)を除 号及び第三号に該当する場合においては傷病手当金、 する送還を受けることができる場合を除く。) を除くものとし る場合には、 被保険者又は被保険者であった者が、 療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療 次の各号のいずれかに 出産手当

2

2

(略)

三

刑事施設、

少年院その他これに準ずる施設に収容されたとき。

労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。

船舶内にいるとき。

略)

三二 刑事施設、

少年院その他これに準ずる施設に収容されたとき。

労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。

船舶内にいるとき。

○ 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)(附則第十四条関係)

(傍線の部分は改正部分)

月船員 第八十九条 () 第八十九条 () 第八十九条 () 第八十九条 () 第一年 ()	第八十九条 (略) 2 乗組み派遣船員が乗り組む船舶に関しては、当該船舶において2 乗組み派遣船員が乗り組む船舶に関しては、当該船舶において船員派遣の役務の提供を受ける者もまた当該乗組み派遣船員を使用する。)を適用する。この場合において、同条第一項中「その他の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し国土交通省令で定める事項(船員職業安定法第八十九条第一項に規定する乗組み派遣船員を消費しては、当該事項のうち、「その他の船内作業による危害の防止及び船内で定める事項(船員職業安定法第八十九条第一項に規定する乗組み派遣船員を消費しては、当該事項のうち、「その他の船内作業による危害の防止及び船内の保持に関し国土交通省令で定める事項(船員職業安定法第八十九条第一項に規定する乗組み派遣船員を消費しては、当該事項のうち、「その他の船内作業による危害の防止及び船内作業による危害の防止及び船内の保持に関しては、当該事項のうち国土交通省令で定めるものを除く。)」とする。 4 乗組み派遣船員の派遣就業に関しては、乗組み派遣船員が乗りる治的に限る。 4 乗組み派遣船員の派遣就業に関しては、乗組み派遣船員が乗りる治が、計算とみなして、船員法等にたり起きたい。
(船員法の適用に関する特例等)	(船員法の適用に関する特例等)
現	改正案

項にお この場合において、同法第六十四条の二第一項中「その使用する」と 命令の規定(これらり見旨こそう引用)では、これらの規定に基づくの七並びに第百十八条の四第三項の規定並びにこれらの規定に基づくの七並びに第百十八条の六、第八十八条の六、第八十八条の六、第八十八条の六、第八十八条の六、第八十八条の六、第八十八条の六、第八十八条の六、第八十八条の六、第八十八条の六、第八十八条の六、第八十八条の元 れる労働基準法第七条並びに船員法第三十六条第三 申し出たとき」 派遣元の船舶所有者がその使用する」と、同法第八十七条第一項第 国土交通大臣に」とあるのは「及びこれを国土交通大臣に」と、 所有者(以下単に「派遣元の船舶所有者」という。)がその使用する あるのは「船員職業安定法第八十九条第三項に規定する派遣元の船舶 命令の規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。)を適用する。 八十八条、第八十八条の二の二第一項から第三項まで、 条第三項、 を含む。 るところによることを船 労働時間 八十八条の二の二 し出たとき」 .法第八十八条の三第二項の規定により読み替えて適用される場合を 十八条の二の二第六項において準用する場合を含む。 同 項の規定による労働時間の制限を超えて作業に従事することを申 (漁船に係る部分に限る。)、第八十七条第一項及び第三 同 船内で作業に従事することを申し出た場合」とあるのは $\dot{\Xi}$ いて準用する場合を含む。 !の制限を超えて作業に従事することを派遣元の船 .項並びに同法第六十五条及び第六十五条の三第三項 条及び第六十五条の三第三項 5、同法第八十八条の二の二第二項及び第三項中「第六十条船内で作業に従事することを派遣元の船舶所有者に申し出 第八十五条第二項、 休息時間を同項の協定で定めるところによることを派遣 八十八 第六十四条の二 とあるのは 第六十五条の三第 لح 八条の二 第六項において準用する場合を含む。 同条第六項中 の二第五項において読み替えて準用する場合 舶所有者に申し出て」 「あらかじめ、 第一項、 第八十六条第一項及び第二 項及び第 「その休息時 中 第六十五条、 「その使用する」とあるのは (同法第八十八条の二の二第六 第六十条第 項 門を同 とあるの 同条第三項 項、 項 項の規定による `` 第八十八条の \hat{O} は 中 協定で定 舶所有者に 八十二条 第六十七 「これを (同法第 (同法第 項、 同条第 あらか 同法 あ 第

の労働時 の 二 の 条の二 合 は 法第八十八条の四第二項中「同項本文の時刻の間におい 事することを申し出た場合」とあるのは 出た場合」と、 場合」と、 かじめ、船内で作業に従事することを派遣元の船舶所有者に申し出た 中「船内で作業に従事することを申し出た場合」とあるのは 遣元の船舶所有者がその使用する」と、 これを国土交通大臣に」と、 項及び同法第六十五条中「これを国土交通大臣に」とあるのは 以下単に「派遣元の船舶所有者」という。)がその使用する」と、同 において、同法第六十四条の二第一項中「その使用する」とあるの 定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。)を適用する。この場合 第八十八条の七の規定並びにこれらの規定に基づいて発する命令の規 八条の三第一項及び第三項、第八十八条の四、第八十八条の六並びに 第一項及び第三項、第八十八条、 項及び第二項、 おいて準用する場合を含む。 る場合を含む。 第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。 れる労働基準法第七条並びに船員法第六十二条 て作業に従事することを派遣元の船舶所有者に申し出た場合」と、 五条の三 「船員職業安定法第八十九条第三項に規定する派遣元の船舶所有者 業に従 とあるのは 第 あらかじめ、 第三項において読み替えて準用する場合を含む。 間を超えて作業に従事することを派 「事することを申し出た場合」とあるのは「、 項、 (同法第八十八条の二の二第 同法第八十八条の二の二第1 同法第八十八条の三第三項中 同条第三項(漁船に係る部分に限る。 第六十五条、 「派遣元の船舶所有者に申し出た場合」とする。 第六十七条第三項 同項本文の時刻の間において」と、 同条中「その使用する」とあるのは「派 第六十五条の 、第八十五条第二項、 第八十八条の二の二第二項、 (同法第八十八条の三第四項に 項中 一項に 同法第八十七条第一項第一号 あらかじ 遣 おお 「休日におい 「その労働時間を超えて 元の いて読み替えて準用 (同法第八十 船舶所有者に申 (同法第八 第八十六条第 あらかじ て」とあるの 「申し出た場 第八十七条 休日にお て作業に従 八条の三 第六十 第八十 め、 「及び あら 同 い す

の時刻の間において」と、「申し出た場合」とあるのは 同項本文の時刻の間において」とあるのは 者に次に掲げる申出をした場合」と、 げる申出をした場合」とあるのは 「有者に申し出た場合」とする。 所有者に申し出て」と、 同法第八十八条の三第三 一、 同法第八十八条の四第二 あらかじめ、 「、あらかじめ、 派遣元の 「派遣元の船 中 い船舶所 同項本文 項中「 次に掲

5 乗組み派遣船員が乗り組む船舶に関しては、当該船舶において船員 5 乗組み派遣船員が乗り組む船舶に関しては、当該船舶において船員 5

6

条の三までの規定又はこれらの規定に基づく命令の規定(次項におい びに第八十八条の六の規定若しくは前項の規定により適用される同法、第八十八条、第八十八条の三第一項及び第三項、第八十八条の四並条第三項(漁船に係る部分に限る。)、第八十七条第一項及び第三項 十八条の三第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。 項の規定、 させたならば、 る派遣就業の条件に従つて当該船員派遣に係る派遣船員を作業に従事 遣の役務の提供を受ける者が当該船員派遣に係る船員派遣契約に定め て適用される場合を含む。)、第八十条、第八十一条第二項及び第三 み替えて準用する場合を含む。)、第八十六条第一項及び第二項、 第六十九条、 第六十五条の二第三項 項又は前項の規定により船舶所有者とみなされることとなる船員派 派遣元の船舶所有者は、船員派遣をする場合であつて、 「船員法令の規定」という。 第八十二条、 第四項の規定により適用される同法第六十二条 第七十条(同法第七十一条第二項の規定により読み替え 第二項の規定により適用される船員法第八十一条第一 第八十二条の二並びに第百十七条の二から第百十八 (同法第八十八条の二の二第五項において読 に抵触することとなるときにおいて 第二 (同法第八 項、 同 第 6

(表達と) (記述) (表達と) (記述) (記述

三項、 次項において 八条の三までの規定又はこれらの規定に基づ えて適用される場合を含む。)、第八十条、 法第六十九条、 びに第八十八条の六の規定若しくは第五項の規定により適用される同 条第三項 み替えて準用する場合を含む。)、第八十六条第一項及び第二項、 十八条の三第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。 項の規定、第四項の規定により適用される同法第六十二条 させたならば、 る派遣就業の条件に従つて当該船員派遣に係る派遣船員を作業に従 遣の役務の提供を受ける者が当該船員派遣に係る船員派遣契約に定 四項又は前項の規定により船舶所有者とみなされることとなる船員派 第八十八条、 第六十五条の二第二 派遣元の船舶所有者は、船員派遣をする場合であつて、 第八十二条、 (漁船に係る部分に限る。)、第八十七条第一項及び第三項 「船員法令の規定」という。 第八十八条の三第一項及び第三項、第八十八条の四: 第二項の規定により適用される船員法第八十一条第 第七十条(同法第七十一条第二項の規定により読み替 第八十二条の二並びに第百十七条の二から第百十 項 (同法第八十八条の二の二第三項において読 第八十一条第二項及び第 に抵触することとなると いて発する命令の規定((同法第八 項、 同 並

は、当該船員派遣を行つてはならない。

7 (略)

8

九条までの規定(船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規 規定が適用される場合を含む。)」と、同法第七十一条第一項中「第 規定」とあるのは 項 八条の四 法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。) る命令」とあるのは「この法律に基づいて発する命令(船員職業安定 法第百一条第一項及び第百十二条第一項中「この法律に基づいて発す 九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。)」と、同 れらの規定が適用される場合を含む。)」と、 ら第七十三条までの規定 とあるのは えているときを含む。 船員を使用する船舶所有者とみなされる者をいう。 安定法第八十九条第二項、第四項又は第五項の規定により乗組み派遣 とき」とあるのは「与えているとき(派遣先の船舶所有者(船員職業 定が適用される場合を含む。)」と、同法第七十六条中「与えている 六十条から第六十九条までの規定」とあるのは 十五条の三第三項、 第六十四条から第六十五条の二まで、 土交通省令の規定 「前三条の規定」とあるのは「前三条の規定(船員職業安定法第八十 中 船所有者を含む。 |各項の規定による船員法 「第六十条から前条までの規定及び第七十二条の国土交通省令の 同法第百 第六十二 第四項中「船舶所有者」とあるのは 前 第百十一条、 「第六十 項の規定 八条第一 一条第一項及び第二項、第百二条、 「第六十条から前条までの規定及び第七十二条の国 (船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの)」と、同法第百一条第二項中 第六十六条、)」と、同法第八十八条の二中「第六十一 条、 項及び第七十 第百十二条第二項 (船員職業安定法第八十九条の規定により適用 (船員職業安定法第八十九条の規定によりこ 第六十四条から第六十五条の二まで、 の特例については、 第六十八条第一項及び第七十一条か 条から第七十三条までの 第六十五条の三第三項 第百十三条並びに第百十 「船舶所有者 同法第八十八条の五中 「第六十条から第六十 同法第六十八 以下同じ。)が与 第百六条、第百七 「前項の規定」と (派遣先の 規定」 第六十 条第 条、 第六 8

さにおいては、当該船員派遣を行つてはならない。

(戦

有者 百四条第一項及び第百二十一条の四第 規定により適用される場合を含む。 前項の規定」とあるのは「前項の規定 十二条第二項並びに第百十三条中「船舶所有者」とあるのは び第二項、 れらの規定が適用される場合を含む。)」と、同法第百一条第一項及 律に基づいて発する命令(船員職業安定法第八十九条の規定によりこ 二条第一項中「この法律に基づいて発する命令」とあるのは 定が適用される場合を含む。)」と、同法第百一条第一項及び第百十 を含む。)」と、 員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合 び第三項 条の規定を除く。 以下同じ。 により乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなされる者をいう。 所有者(船員職業安定法第八十九条第二項、第四項又は第五項の規 条中「与えているとき」とあるのは「与えているとき(派遣先の船 によりこれらの規定が適用される場合を含む。)」と、 六十条から第六十九条までの規定(船員職業安定法第八十九条の規定 第七十二条中「第六十条から第六十九条までの規定」とあるのは「第 の規定が適用される場合を含む。)」と、同法第七十 定」とあるのは 第六十条から前条までの規定及び第七十二条の二の国土交通 「前三条の規定 土交通省令の規定(船員職業安定法第八十九条の規定によりこれら 前各項の規定による船員法 第六章 (派遣先の船舶所有者を含む。 第百一)が与えているときを含む。)」と、 第六十二条並びに第六十三条の規定を除く。 (第六十条第二項及び第三項、 「第六十条から前条までの規定及び第七十二 (船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規 同法第八十八条の五中「前三条の規定」とあるの の規定」とあるのは 第百六条、第百七条第一項、 の特例に) 」 と、) と と うい (船員職業安定法第八十九条の 項中 第六章 ては、 第六十二条並びに第六十三 同法第百一条第二項中 同法第百三条第一 「この法律」とあるの 同法第八十八条の二 同法第六十八 (第六十条第二項 第百十一条、第 同法第七十六 の規定(船 一条の二の 「この法 項及び 条中 は は 及 百

のは 基準法 員職業安定法第八十九条の規定により適用される場合を含む。)」と 項に規定する場合」とあるのは「第百一条第二項に規定する場合(船 (同条第七項の規定により適用される第百二十九条から第百三十一条条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。) の違反の罪 員職業安定法第八十九条の規定により適用される場合を含む。)」と び第百二十一条の四第一項中「この法律」とあるのは「この法律 規定が適用される場合を含む び第六十五条の三第三項の協定を記載した書類を含む。 規則並びに第三十四条第二項、第六十四条の二第一項、 定を含む。)並びに」と、 九条の規定によりこれらの規定が適用される場合におけるこれらの規 までの規定の罪を含む。)」と、同法第百八条の二中「第百一条第二 あるのは「この法律に基づいて発する命令(船員職業安定法第八十九 る命令」とあるのは「この法律に基いて発する命令(船員職業安定法 される場合を含む。)」と、同法第百六条中「この法律に基いて発す 定法第八十九条の規定により適用される場合を含む。 される場合を含む。 法律に基づく命令 第百十八条の四第 遣先の船舶所有者にあつては、 書類」とあるのは「第六十五条の三第三項の協定を記載した書類(派 第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。)」 百五条中 同法第百十三条中「労働基準法、 同法第百四条第三項中「第一項」とあるのは 同法第百八条中「この法律に基づいて発する命令の違反の罪」と 同法第百二十条中 「労働基準法及びこの法律に基づく命令(船員職業安定法第八十 とあるのは (船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの法律が適用 「この法律及び労働基準法」とあるのは「この法律及び労働 「派遣先の (船員職業安定法第八十九条の規定によりこれら 項中 「この法律に基いて発する命令」 と 「この法律に基づく命令」とあるのは 「第六十五条の三第三項の協定を記載した 船舶所有者が定める船内苦情処理手 同法第百三条第一 乗組み派遣船員に係る労働協約、 この法律に基づく命令、」とある 同条第 項、 第一 項中 第百四)」と、同 「船内苦情処 第六十五条及) _ と とあるの [条第 この 就業 項 (船 及

定

た書類 。)の違反の罪(同条第七項の規定により適用される第百二十九条か 協約、 される場合を含む。)並びに同条第七項の規定」として、 る命令(船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用 第六十五条の協定を記載した書類を含む。)」と、 五条の協定を記載した書類」とあるのは 用される場合におけるこれらの規定を含む。)並びに」と、 する命令(船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が て発する命令、」とあるのは「労働基準法及びこの法律に基づいて を含む。)」と、 定する場合(船員職業安定法第八十九条の規定により適用される場合 ら第百三十一条までの規定の罪を含む。)」と、 安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む の違反の罪」とあるのは「この法律に基づいて発する命令(船員職業 合を含む。)」と、同法第百八条中「この法律に基づいて発する命令 船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場 律に基いて発する命令」とあるのは「この法律に基いて発する命令 らの法律が適用される場合を含む。)」と、同法第百六条中「この法 の法律及び労働基準法(船員職業安定法第八十九条の規定によりこれ)」と、同法第百五条中 を含む。)」と、 「この法律に基いて発する命令」とあるのは 「第百一条第二項に規定する場合」とあるのは 「この法 (これらの規定に係る罰則の規定を含む。 (船員職業安定法第八十九条の規定により適用される場合を含む) 就業規則並びに第三十四条第二項、 (派遣先の船舶所有者にあつては、 律 (船員職業安定法第八十九条の規定により適用される場 同法第百十三条中「労働基準法 同法第百四条第三項中 「この法律及び労働基準法」とあるのは「こ 第 第六十四条の二第一項及び 乗組み派遣船員に係る労働 第六十五条の協定を記載)を適用する。 「この法律に基いて発す 一項」とあるの 「第百一条第二項に規 同法第百八条の二中 同法第百二十条中 この法律に基づ これらの規 「第六十

を適用する。 」として、これらの規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。 りこれらの規定が適用される場合を含む。 この法律に基いて発する命令(船員職業安定法第八十九条の規定によ)並びに同条第七項の規定

9 略

国船舶派遣に係る船員法等の適用に関する特例

く。)との労働関係については、派遣船員を同法第二条第二項に規定 第一条第一項に規定する船舶以外の船舶に派遣するもの(同居の親族 する船員派遣をいう。 本文の規定によつて船員派遣(船員職業安定法第六条第十一項に規定 業に従事しない期間」とあるのは「第八十七条第一項本文又は第二項 を除く。)、第百一条第一項、第百二条から第百六条まで、 第十章、 条第一項、第八十七条第一項本文及び第二項本文、第八十八条の八、 二、第七章、第八十一条第一項、第八十三条、第八十四条、第八十五 第四十四条の二、 第四条、第三十一条、 有者に関する規定の適用を受ける者とみなして、同法第一条第一項 十四条の二第一項中「第八十七条第一項又は第二項の規定によつて作 係る罰則の規定を含む。)を適用する。この場合において、 までの規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定(これらの規定に 十九条から第百二十条まで、第百二十一条の二から第百二十一条の四 十二条から第五十四条まで、第五十六条、第五十八条、第五十八条の する予備船員と、 とあるの (第五項を除く。 十二条 第七十四条第一項、 みを使用する船員派遣元事業主に使用される者及び家事使用人を除 第十一章(第九十七条第一項 は 船員派遣元事業主とその雇用する派遣船員であつて船員法 「船員職業安定法第六十六条第一項に規定する船員派遣 第四十四条の三、第五十条第一項及び第四項、 第百八条、 船員派遣元事業主を同法第五条の規定により船舶所 第三十二条、 第二項及び第四項中「同一の事業に属する船舶 以下同じ。)の役務に従事しない期間」と、同 第百九条から第百十七条まで、第百 第三十三条から第三十五条まで、 (第四号に係る部分に限る。) 第百七条 同法第四 第五

5

9 12 略

(外国船舶派遣に係る船員法等の適用に関する特

第九十二条 八条、第百九条から第百十七条まで、第百十九条から第百二十条まで項、第百二条から第百六条まで、第百七条(第五項を除く。)、第百 派遣 項本文及び第二項本文、第八十八条の八、第十章、第十一章(第九十 安定法第六十六条第一 二項及び第四項中「同一の事業に属する船舶」とあるのは 下同じ。)の役務に従事しない期間」と、同法第七十四条第一項、 るのは「第八十七条第一項 本文又は第二項 本文の規定によつて船員 十七条第一項又は第二項の規定によつて作業に従事しない期間」とあ を適用する。この場合において、同法第四十四条の二第一項中「第八 規定に基づく命令の規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。) 七条第一項 一項、第八十三条、第八十四条、第八十五条第一項、 条の三、第五十条第一項及び第三項、第五十二条から第五十四条まで 第四条、第三十一条から第三十五条まで、第四十四条の二、 有者に関する規定の適用を受ける者とみなして、 する予備船員と、船員派遣元事業主を同法第五条の規定により く。)との労働関係については、派遣船員を同法第二条第二項に規定 のみを使用する船員派遣元事業主に使用される者及び家事使用人を除 第一条第一項に規定する船舶以外の船舶に派遣するもの(同居の親 第五十六条、第五十八条、第五十八条の二、第七章、 第百二十一条の二から第百二十一条の四までの規定並びにこれらの (船員職業安定法第六条第十一項に規定する船員派遣をいう。 船員派遣元事業主とその雇用する派遣船員であつて船員法 (第四号に係る部分に限る。) を除く。) 、第百一条第 項に規定する船員派遣契約に係る船舶 同法第一条第一項 第八十七条第 第八十一条第 第四十四 船 舶 以 同 所

組み中」と、 せてはならない」とあるのは「船員派遣の役務に従事させてはならな通省令で定める事項」と、同法第八十三条第一項中「船舶に乗り組ま 内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し国土交通省令で定関する措置の船内における実施及びその管理の体制の整備その他の船 食費」とあるのは「及び国土交通省令の定める手当」と、 は第二項本文の規定によつて船員派遣に係る勤務に従事しない期間 よつて勤務に従事しない期間」とあるのは 契約に係る船 あるのは「事業場内」とする。 を含む。)」と、同法第百十三条中 る場合を含む。以下同じ。)」と、 を含む。)」と、 員派遣の役務に従事させてはならない」と、同法第八十九条第二項中 てはならない」とあるのは「、国土交通省令の定める場合を除き、船 い」と、同法第八十七条第一項本文及び第二項本文中「船内で使用し める事項」とあるのは「派遣船員の安全及び健康の確保に関し国土交 及び物品の備付け、 係を含む。)」と、 船員の労働関係 「雇入契約存続中」とあるのは「船員派遣の役務に従事するために乗 一条第一 この法律(船員職業安定法第九十二条第一項の規定により適用され 項(船員職業安定法第九十二条第一項の規定により適用される場合 同法第七十八条第一項中「並びに国土交通省令の定める手当及び (船員職業安定法第九十三条第一項の規定により適用される場合 項中「作業用具の整備、 同法第九十五条中「船員保険法」とあるのは「船員保険 舶 (船員職業安定法第九十二条第一項に規定する労働関 と 同法第百一条第一項中「、この法律」とあるのは 同法第百四条第三項中「第一項」とあるのは 船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に 同項中「第八十七条第一項又は第二項の規定に 船内衛生の保持に必要な設備の設置 「船員の労働関係」とあるのは「 「船内及びその他の事業場内」と 「第八十七条第一項本文又 同法第八十

業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し国土交通省令の定めるの整備、医薬品の備付け、安全及び衛生に関する教育その他の船内作 項中 二条第一項に規定する労働関係を含む。 内 \mathcal{O} 中「第一項」とあるのは「第一項(船員職業安定法第九十二条第一項 員の労働関係」とあるのは「船員の労働関係 第一項の規定により適用される場合を含む。 の規定により適用される場合を含む。)」と、同法第百一条第一項中保険法」とあるのは「船員保険法(船員職業安定法第九十三条第一項 派遣の役務に従事するために乗組み中」と、 」と、同法第八十九条第二項中「雇入契約存続中」とあるのは 通省令の定める場合を除き、船員派遣の役務に従事させてはならな び第二項本文中「船内で使用してはならない」とあるのは 遣の役務に従事させてはならない」と、同法第八十七条第一項本文及 三条第一項中「船舶に乗り組ませてはならない」とあるのは「船員派 全及び健康の確保に関し国土交通省令の定める事項」と、 事項」とあるのは「安全及び衛生に関する教育その 国土交通省令の定める手当」と、 項中「並びに国土交通省令の定める手当及び食費」とあるのは「及び つて船員派遣に係る勤務に従事しない期間」と、 期間」とあるのは「第八十七条第一項本文又は第二項本文の規定によ 「、この法律」とあるのは「、この法律(船員職業安定法第九十二条 規定により適用される場合を含む。)」と、同法第百十三条中 及びその他の事業場内」とあるのは 「第八十七条第一項又は第二項の規定によつて勤務に従事しな 同法第八十一条第一項中 「事業場内」とする。) と、 同法第九十五条中「船員 以下同じ。 (船員職業安定法第九十 同法第七十八条第一 同法第百四条第三項 他の) | |と、 派遣船員の安 同法第八十 「、国土交 「作業用具 船 員 1

2~5 (略

2 \ \ 5

略

○ 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)(附則第十五条関係)

(傍線の部分は改正部分)

2 乗組み派遣船員が乗り組む船舶に関しては、当該船舶において船員 2 乗組み派遣船員が乗り組む船舶に関しては、当該船舶において船員 2 乗組み派遣船員が乗り組む船舶に関しては、当該船舶において船員 2 乗組み派遣船員が乗り組む船舶に関しては、当該事項のうち国土交通省令で定める事項」とあるのは「船舶所有者と、当該乗組み派遣船員を当該船舶において、同法第八十一条第一項及び第百十三条第二項の規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。)を適用する。この場合において、同法第八十一条第一項及び船内衛生の保持に関し国土交通省令で定める事項」とあるのは「名の他の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し国土交通省令で定めるものを除く。)」と、同法第八十三条第二項中「船舶所有者(」とあるのは「船舶所有者」という。)に関する船員法第八十一条第一項の規定に保る罰則の規定を含む。)を」とする。 3 前項の場合におけるその使用する船員を当該船舶において船員活第八十一条第一項の場合におけるその使用する船員を派遣就業のために船舶所有者(派遣先の船舶所有者を含み、」と、「船舶所有者を」とあるのは「船舶所有者(船債、電先の船舶所有者(」とあるのは「船舶所有者(船債、電大の場)を」とする。 4 前項の場合におけるその使用する船員を当該船舶において船員に関しては、当該事項の方ち国土交通省令で定める事項(船員職業安定法第八十条第一項に関金で定める事項(船員職業安定法第八十一条第一項に同項に「船舶所有者」とあるのは「船舶所有者」とあるのは「船舶所有者」とあるのは「船舶所有者」とあるのは「船舶所有者」とあるのは「船舶所有者」と、「部・大の場」と、「第一大の場」と、「第一大	
(船員法の進升に関する年を生) 2 乗組み派遣船員を使用する船舶に関しては、当該船舶において船員に関し国土交通省令で定める事項(船員職業安定法第八十九条第一項の規定(同項に係る罰則の規定を含む。次項において同じ。)を適用する。この場合において、同条第一項中「その他の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し国土交通省令で定める事項(船員職業安定法第八十九条第一項に規定する乗組み派遣船員を消費しては、当該事項のうち国土交通省令で定める事項(船員職業安定法第八十九条第一項に規定する乗組み派遣船員を派遣就業のために船舶に添充通省令で定めるものを除く。)」とする。 第項の場合におけるその使用する船員を派遣就業のために船舶に派第一項の場合におけるその使用する船員を派遣就業のために船舶に添充通省令で定めるものを除く。)」とする。 第項の場合におけるその使用する船員を派遣就業のために船舶に添り、に関する船員法第八十九条第一項に規定する乗組み派遣船員を調査が入事項の場合におけるその使用する船員を派遣就業のために船前に派第項の場合に対けるその使用する船員を派遣就業のために船舶に派が通信、船員職業安定法第八十九条第一項に規定する乗組み派遣船員に関しては、当該事項のうち国土交通省令で定めるものに限る。) とする。	

六条、 九条までの規定(船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規 規定が適用される場合を含む。)」と、 規定」とあるのは 定」とあるのは 遣先の船舶所有者を含む。 る命令」とあるのは「この法律に基づいて発する命令(船員職業安定 法第百 九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。)」と、同 れらの規定が適用される場合を含む。)」と、 ら第七十三条までの規定(船員職業安定法第八十九条の規定によりこ 十五条の三第三項、 とあるのは「第六十一条、第六十四条から第六十五条の二まで、第六 第六十四条から第六十五条の二まで、第六十五条の三第三項、第六十 船員を使用する船舶所有者とみなされる者をいう。以下同じ。)が与 安定法第八十九条第二項、第四項又は第五項の規定により乗組み派遣 とき」とあるのは「与えているとき(派遣先の船舶所有者(船員職業 定が適用される場合を含む。)」と、 六十条から第六十九条までの規定」とあるのは 第百十八条の四第四項中「船舶所有者」とあるのは 法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。) えているときを含む。)」と、同法第八十八条の二中「第六十一条、 土交通省令の規定 「前三条の規定」とあるのは「前三条の規定(船員職業安定法第八十 各項の規定による船員法の特例については、 「第六十条から前条までの規定及び第七十二条の国土交通省令 第六十八条第一項及び第七十一条から第七十三条までの規定」 同法第百 一条第一項及び第百十二条第一項中「この法律に基づいて発す 第百十一条、 一条第一項及び第二項、第百二条、 「前項の規定(船員職業安定法第八十九条の規定によ 「第六十条から前条までの規定及び第七十二条の 第六十六条、第六十八条第一項及び第七十一条か (船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの 第百十二条第二項、) 」 と、 同法第百一条第 同法第七十六条中「与えている 同法第七十一条第一項中「第 第百十 同法第八十八条の五中 「第六十条から第六十 同法第六十八条第 第百六条、第百七 二条第一項並びに 「船舶所有者(派 一項中「前項の規 玉 8

適用される場合を含む。

と

同法第百三条第

項、

第百四条第

4~7 (略)

項中 される場合を含む。 あるのは 八条の四第四項中「船舶所有者」とあるのは 条第一項、 」と、同法第百一条第一項及び第二項、第百二条、 法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。) る命令」とあるのは「この法律に基づいて発する命令(船員職業安定 法第百一条第一項及び第百十二条第一項中「この法律に基づいて発す 九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。)」と、 れらの規定が適用される場合を含む。)」と、 ら第七十三条までの規定(船員職業安定法第八十九条の規定によりこ 十五条の三第三項、 とあるのは「第六十一条、 六条、第六十八条第一項及び第七十一条から第七十三条までの規定」 第六十四条から第六十五条の二まで、第六十五条の三第三項、第六十 えているときを含む。)」と、同法第八十八条の二中「第六十一条、 船員を使用する船舶所有者とみなされる者をいう。以下同じ。)が与 安定法第八十九条第二項、第四項又は第五項の規定により乗組み派 とき」とあるのは「与えているとき(派遣先の船舶所有者(船員職業 定が適用される場合を含む。)」と、 九条までの規定(船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規 六十条から第六十九条までの規定」とあるのは「第六十条から第六十 規定が適用される場合を含む。)」と、 土交通省令の規定 規定」とあるのは 「前三条の規定」とあるのは「前三条の規定(船員職業安定法第八十 舶所有者を含む。 前 各項の規定による船員法の特例については、 「第六十条から前条までの規定及び第七十二条の国 「前項の規定(船員職業安定法第八十九条の規定により適用 第百十一条、 「第六十条から前条までの規定及び第七十二条の国 (船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの)」と、同法第百一条第1 第六十六条、第六十八条第一項及び第七十一条 と 第百十二条第二項、 第六十四条から第六十五条の二まで、 同法第百三条第 同法第七十六条中「与えている 同法第七十一条第一項中「第 第百十三条並びに第百十 二項中 「船舶所有者(派遣先の 同法第八十八条の五中 項 同法第六十八条 第百六条、第百七 第百四条第一項 「前項の規定」と 省令 第六 同 及 遣

反の罪 。)」と、同法第百八条中「この法律に基づいて発する命令の違反の) と、 て発する命令」とあるのは「この法律に基いて発する命令(船員職業 が適用される場合を含む。)」と、同法第百六条中「この法律に基い び労働基準法 同法第百五条中「この法律及び労働基準法」とあるのは「この法律及 職業安定法第八十九条の規定により適用される場合を含む。)」と、 船内苦情処理手続」とあるのは「派遣先の船舶所有者が定める船内苦 安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合におけ 条第二項に規定する場合」とあるのは「第百一条第二項に規定する場 八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。)の違 罪」とあるのは「この法律に基づいて発する命令(船員職業安定法第 安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む とあるの よりこれらの規定が適用される場合を含む。)」と、 第六十五条及び第六十五条の三第三項の協定を記載した書類を含む。 定を記載した書類」とあるのは「第六十五条の三第三項の協定を記載 るこれらの規定を含む。)並びに」と、「第六十五条の三第三項の協 十一条までの規定の罪を含む。)」と、同法第百八条の二中「第百一 した書類 」と、同法第百十八条の四第一項中「この法律に基づく命令」とあ _ と、 処理手続 項及び第百二十一条の四第一項中「この法律」とあるのは (船員職業安定法第八十九条の規定により適用される場合を含む。 」とあるのは「労働基準法及びこの法律に基づく命令(船員職業 (船員職業安定法第八十九条の規定により適用される場合を含む。 「この法律に基づく命令(船員職業安定法第八十九条の規定に (同条第七項の規定により適用される第百二十九条から第百三 同法第百十三条第一項中「労働基準法、 同法第百四条第三項中「第一項」とあるのは は 就業規則並びに第三十四条第二項、第六十四条の二第一項、 (派遣先の船舶所有者にあつては、乗組み派遣船員に係る労 この ح (船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの法律 同法第百二十条中「この法律に基いて発する命令」 法律に基いて発する命令 (船員職業安定法第八十九 この法律に基づく命 同条第二項中「 この (船 法

九条の規定によりこれらの規定が適用される場合におけるこれらの規のは「労働基準法及びこの法律に基づく命令(船員職業安定法第八十 基準法 員職業安定法第八十九条の規定により適用される場合を含む。)」と項に規定する場合」とあるのは「第百一条第二項に規定する場合(船 この法律に基いて発する命令 手続」とあるのは「派遣先の船舶所有者が定める船内苦情処理手続 規定が適用される場合を含む。)」と、同条第二項中「船内苦情処理 法律に基づく命令(船員職業安定法第八十九条の規定によりこれら 第百十八条の四第一項中「この法律に基づく命令」とあるのは び第六十五条の三第三項の協定を記載した書類を含む。)」と、 規則並びに第三十四条第二項、 遣先の船舶所有者にあつては、 書類」とあるのは「第六十五条の三第三項の協定を記載した書類(派 定を含む。)並びに」と、 までの規定の罪を含む。)」と、同法第百八条の二中「第百一条第二 条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。)の違反の罪 あるのは「この法律に基づいて発する命令(船員職業安定法第八十九 と、同法第百八条中「この法律に基づいて発する命令の違反の罪」と 第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。)」 る命令」とあるのは「この法律に基いて発する命令(船員職業安定法 される場合を含む。)」と、同法第百六条中「この法律に基いて発す 百五条中 定法第八十九条の規定により適用される場合を含む。 員職業安定法第八十九条の規定により適用される場合を含む。 び第百二十一条の四第 (同条第七項の規定により適用される第百二十九条から第百三十一条 同法第百十三条中「労働基準法、この法律に基づく命令、」とある 同法第百四条第三項中「第一項」とあるのは 同法第百二十条中「この法律に基いて発する命令」とあるのは (船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの法律が適用 「この法律及び労働基準法」とあるのは「この法律及び労働 項中「この法律」とあるのは「この 「第六十五条の三第三項の協定を記載した (船員職業安定法第八十九条の規定によ 乗組み派遣船員に係る労働協約、 第六十四条の二第一項、)」と、同 第六十五条及 法 同

第七項の規定」として、 条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。)並びに同 定を含む。 を適用する。 これらの規定(これらの規定に係る罰則の規)規定が適用される場合を含む。)並びに同条

9

、外国船舶 派遣に係る船員法等の適用に関する特例

まで、 四十四条の二第一項中「第八十七条第一項又は第二項の規定によつて 四までの規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定(これらの規定 る。)を除く。)、第百一条第一項、第百二条から第百六条まで、 の八、第十章、 八十五条第一項、第八十七条第一項本文及び第二項本文、第八十八条 八条の二、第七章、 項、 船舶所有者に関する規定の適用を受ける者とみなして、 定する船員派遣をいう。 項本文の規定によつて船員派遣(船員職業安定法第六条第十一項に規 作業に従事しない期間」とあるのは「第八十七条第一項本文又は第二 に係る罰則の規定を含む。)を適用する。この場合において、 百十九条から第百二十条まで、 する予備船員と、 第五十二条から第五十四条まで、第五十六条、 法第七十四条第一項、 みを使用する船員派遣元事業主に使用される者及び家事使用人を除 第百十三条第)との労働関係については、派遣船員を同法第二条第二項に規定 とあるの 第四十四条の二、第四十四条の三、第五十条第一項及び第四項 第四条、 (第五項を除く。)、第百八条、 項に規定する船舶以外の船舶に派遣するもの(同居の親族 船員派遣元事業主とその雇用する派遣船員であつて船員法 は 第十一章(第九十七条第一項 第三十一条、第三十二条、第三十三条から第三十五条 「船員職業安定法第六十六条第一項に規定する船員派 船員派遣元事業主を同法第五条第一項の規定により 項及び第二項、 第八十一条第一項、第八十三条、 以下同じ。 第二項及び第四項中 第百二十一条の二から第百二十一条の 第百十四条から第百十七条まで、)の役務に従事しない期間」と、 第百九条から第百十二条まで 同 (第四号に係る部分に限 第五十八条、 一の事業に属する船 第八十四条、 同法第一条第 第五十 同法第 第 第 第

> りこれらの規定が適用される場合を含む。)並びに同条第七項の規 として、 これらの規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。

を適用する。 12

(外国船舶 派遣に係る船員法等の適用に関する特

第九十二条 契約に係る船舶」 法第七十四条第一項、 する船員派遣をいう。 本文の規定によつて船員派遣(船員職業安定法第六条第十一項に規定 業に従事しない期間」とあるのは「第八十七条第一項本文又は第二項 係る罰則の規定を含む。)を適用する。この場合において、 までの規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定(これらの規定に 十九条から第百二十条まで、 を除く。)、第百一条第一項、第百二条から第百六条まで、 第十章、第十一章(第九十七条第一項 条第一項、第八十七条第一項本文及び第二項本文、 二、第七章、第八十一条第一項、第八十三条、 十二条から第五十四条まで、第五十六条、第五十八条、 第四十四条の二、 第四条、第三十一条、 有者に関する規定の適用を受ける者とみなして、 する予備船員と、 く。)との労働関係については、派遣船員を同法第二条第二項に規定 のみを使用する船員派遣元事業主に使用される者及び家事使用人を除 第一条第一項に規定する船舶以外の船舶に派遣するもの 十四条の二第一項中「第八十七条第一項又は第二項の規定によつて作 (第五項を除く。)、第百八条、第百九条から第百十七条まで、 とあるのは「船員職業安定法第六十六条第一項に規定する船員派: 船員派遣元事業主とその雇用する派遣船員であつて船員 第四十四条の三、第五十条第一項及び第四項 船員派遣元事業主を同法第五条の規定により船舶 と、 同項中 第三十二条、第三十三条から第三十五条まで、 以下同じ。)の役務に従事しない期間」 第二項及び第四項中 第百二十一条の二から第百二十一条の四 「第八十七条第一項又は第二 (第四号に係る部分に限る。) 同 第八十四条、 一の事業に属する船 同法第一条第一項 第八十八条の八 第五十八条の (同居の親 一項の規定に 第八十五 同法第四 第百七条 第五 第百 同

ے کر 乗組み中」と、 中「雇入契約存続中」とあるのは「船員派遣の役務に従事するために 置及び物品の備付け、船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持 び食費」とあるのは「及び国土交通省令の定める手当」と、 又は第二項本文の規定によつて船員派遣に係る勤務に従事しない期間 によつて勤務に従事しない期間」とあるのは 遣契約に係る船 船員派遣の役務に従事させてはならない」と、 してはならない」とあるのは「、国土交通省令の定める場合を除き、 ない」と、同法第八十七条第一項本文及び第二項本文中「船内で使用 ませてはならない」とあるのは「船員派遣の役務に従事させてはなら 船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し国土交通省令で に関する措置の船内における実施及びその管理の体制の整備その他の 十一条第一項中「作業用具の整備、 合を含む。)」と、 関係を含む。)」と、 れる場合を含む。 合を含む。)」と、 交通省令で定める事項」と、同法第八十三条第一項中「船舶に乗り組 定める事項」とあるのは「派遣船員の安全及び健康の確保に関し国土 「、この法律 他の事業場内」とあるのは「事業場内」とする。 船員の労働関係 項 同 (船員職業安定法第九十三条第一項の規定により適用される場 (船員職業安定法第九十二条第一項の規定により適用される場 .法第七十八条第一項中「並びに国土交通省令の定める手当及 (船員職業安定法第九十二条第一項の規定により適用さ 同法第九十五条中「船員保険法」とあるのは 舶」と、 以下同じ。)」と、 (船員職業安定法第九十二条第一項に規定する労働 同法第百一条第一項中「、この法律」とあるのは 同法第百十三条第一項及び第一 同法第百四条第三項中「第一項」とあるのは 同 項中「第八十七条第一項又は第二項 船内衛生の保持に必要な設備の設 「船員の労働関係」とあるのは 「第八十七条第一 同法第八十九条第二項 一項中 「船内及びそ 同法第八 「船員保 \hat{o} 本文 規

あるのは を含む。)」と、 係を含む。)」と、 船員の労働関係 る場合を含む。 を含む。)」と、 組み中」と、 員派遣の役務に従事させてはならない」と、同法第八十九条第二項 てはならない」とあるのは「、国土交通省令の定める場合を除き、 い」と、同法第八十七条第一項本文及び第二項本文中「船内で使用 せてはならない」とあるのは「船員派遣の役務に従事させてはならな 通省令で定める事項」と、同法第八十三条第一項中「 める事項」とあるのは「派遣船員の安全及び健康の確保に関し国土交 内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し国土交通省令で定 関する措置の船内における実施及びその管理の体制の整備その他の船 及び物品の備付け、 食費」とあるのは「及び国土交通省令の定める手当」と、 は よつて勤務に従事しない期間」とあるのは 「雇入契約存続中」とあるのは「船員派遣の役務に従事するために乗 この法律 条第一項中「作業用具の整備、 項(船員職業安定法第九十二条第一 第二項本文の規定によつて船員派遣に係る勤務に従事しない 同法第七十八条第一項中「並びに国土交通省令の定める手当及び (船員職業安定法第九十三条第一項の規定により適用される場合 「事業場内」とする。 (船員職業安定法第九十二条第一項の規定により適用され 同法第九十五条中「船員保険法」とあるのは 以下同じ。)」と、 (船員職業安定法第九十二条第一項に規定する労働関 同法第百十三条中 同法第百一条第一項中「、この法律」とあるのは 船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に 同法第百四条第三項中 船内衛生の保持に必要な設備の設置 「船員の労働関係」 「船内及びその他の事業場内 項の規定により適用される場合 第一 「第八十七条第一 項」とあるのは 船舶に乗り組ま 」とあるのは 同法第八十 「船員保険 本文又 期間 第 船 中

2~5 (略)

2 \ \ 5

略

 \bigcirc 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)(附則第十六条関係)

(傍線
\mathcal{O}
部分
は
改
正
部
分

	する。ときは、当該職員に対し、当該支給した旅費があつた場合において、前項の規定により当
ものとする。	2 各庁の長は、職員について船員法第四十七条第二項の規定に該当すを旅費として支給するものとする。
する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当	費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅
十四条又は船員法第四十八条の規定による旅費又は費用に満たなの規定による旅費又は費用に満たない。	場若しくは第六十四条又は船員法第四十八 ではこの治律の表気に 3 と 3 糸でる 方
幸り見官こより支合計る旅費が労働長售去第十五条第三頁寺)くは第いて、この法律の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの法十二年沒得第百号)第四十七条の規定に該当する事由がある場合にお	ないとき、又はこり去津り見定こより支合する窓費が労働長售去第十る事由がある場合において、この法律の規定による旅費の支給ができ十二年沒得第百号)第四十七条第一項老しくに第二項の規定に該当す
(上) のでは、我見(こ) ハこ分かば (1) (アコ・・・特例)	- トー゙)サメメヒ、 浅雪こう~こ分がトムサ�� ド イワロ コ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
現	改正案

 \bigcirc (傍線の部分は改正部分)国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律(昭和二十八年法律第二百三十六号)(附則第十七条関係)

3~8 (略) (乗船地行旅費、帰国費、送還費及び帰郷費の償還) (乗船地行旅費、帰国費、送還費及び帰郷費の償還)	(この法律の目的) (この法律の目的) (この法律の目的) (この法律の目的) (この法律の目的) (この法律の目的) (この法律の目的) (この法律の目的) (この法律の目的) (この法律の目的) (この法律の目的) (この法律の目的) (この法律の目的) (この法律の目的)	改正案
3~8 (略) (乗船地行旅費、帰国費、送還費及び帰郷費の償還) (乗船地行旅費、帰国費、送還費及び帰郷費の償還)	ることを目的とする。 (この法律の目的) (この法律の目的) (この法律の目的) (この法律の目的) (この法律の目的) (この法律の目的) (この法律の目的) (この法律の目的) (この法律の目的)	現

○ 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)(附則第十八条関係)

(傍線
\mathcal{O}
部分
カは
改
正
部
分

百三十八~百六十(略)	登録を除く。) 一件につき九万 登録を除く。) 円 登録を除く。) 円	百三十七の二 船員の労働条件等に係る登録検査機関の登録	一~百三十七 (略)	事項 認可、認定、指定又は技能証明の 課税標準 税 率登記、登録、特許、免許、許可、	、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の三関係)、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表(第二条、第五条、第九条	改正案
百三十八~百六十 (略)	(新設)	(新設)	一~百三十七 (略)	事項 認可、認定、指定又は技能証明の 課税標準 税 率登記、登録、特許、免許、許可、	、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の三関係 、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条衆 別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表(第二条、第五条、第九条	現

船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)(附則第二十一条関係)

(傍線の部分は改正部分)

 \bigcirc

			案		現	行
(定義)				(定義)		
第二条 (略)				第二条 (略)		
2 (略)				2 (略)		
3 この法律において	「船舶所有者」	とは、	船員法の適用を受ける船舶	3 この法律において	「船舶所有者」とは、	船員法の適用を受ける船
所有者及び同法第五条第	一項	の規定により船	^船舶所有者に関する規定の	所有者及び同法第五句	条の規定により船舶	所有者に関する規定の適用
適用を受ける者をいう。	<i>y</i> .			受ける者をいう。		

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)(附則第二十二条関係)

(傍線の部分は改正部分)

 \bigcirc

改正案	現
第五条 教育戠員こつハては、地方公务員去第五十八条第三頁本文中「(教育職員に関する読替え)	第五条 教育職員こつハては、地方公务員去第五十八条第三頁本文中「(教育職員に関する読替え)
	第二条、」とあるのは「第三十三条第三項中「官公署の事業(別表第
一に掲げる事業を除く。)」とあるのは「別表第一第十二号に掲げる	一に掲げる事業を除く。)」とあるのは「別表第一第十二号に掲げる
事業」と、「労働させることができる」とあるのは「労働させること	事業」と、「労働させることができる」とあるのは「労働させること
ができる。この場合において、公務員の健康及び福祉を害しないよう	ができる。この場合において、公務員の健康及び福祉を害しないよう
に考慮しなければならない」と読み替えて同項の規定を適用するもの	に考慮しなければならない」と読み替えて同項の規定を適用するもの
とし、同法第二条、」と、「第三十二条の五まで」とあるのは「第三	とし、同法第二条、」と、「第三十二条の五まで」とあるのは「第三
十二条の五まで、第三十七条」と、「第五十三条第一項」とあるのは	十二条の五まで、第三十七条」と、「第五十三条第一項」とあるのは
「第五十三条第一項、第六十六条(船員法第八十八条の二の二第四項	「第五十三条第一項、第六十六条(船員法第八十八条の二の二第三項
及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む	及び第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。)」と、「
。)」と、「規定は」とあるのは「規定(船員法第七十三条の規定に	規定は」とあるのは「規定(船員法第七十三条の規定に基づく命令の
基づく命令の規定中同法第六十六条に係るものを含む。)は」と、同	規定中同法第六十六条に係るものを含む。)は」と、同条第四項中「
条第四項中「同法第三十七条第三項中「使用者が、当該事業場に、労	同法第三十七条第三項中「使用者が、当該事業場に、労働者の過半数
働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者	で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組
の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する	織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面に
者との書面による協定により」とあるのは「使用者が」と、同法」と	よる協定により」とあるのは「使用者が」と、同法」とあるのは「同
あるのは「同法」と読み替えて同条第三項及び第四項の規定を適用す	法」と読み替えて同条第三項及び第四項の規定を適用するものとする
るものとする。	0

船員の雇用の促進に関する特別措置法 (昭和五十二年法律第九十六号) (附則第二十三条関係

 \bigcirc

(傍線の部分は改正部分)

事業に属する船舶」とあるのは「特別措置法第十一条第一項ただについては、労務供給船員を船員法第二条第二項に規定する予備と、船員雇用促進センターを同法第五条第一項の規定により船舶については、労務供給船員を船員法第二条第一項及び第四項、第二条がら第五十四条の三、第五十六条、第三十三条がら第三十五条まで、第五十四条の二、第四十四条の三、第五十条第一項及び第四項、第二条、第百九条、第百十条、第百十条、第百十条、第百十条、第百十条、第百十条、第百十条、第百十	·四条 船員雇用促進センターとその雇用する労務供給船員との労働 第十四、船員法等の適用に関する特例) (船	改 正 案
---	---	-------

員法等の適用に関する特例

現

行

定する船員労務供給契約に係る船舶」と、 第一項 条から第百十七条まで、 六条、 用契約に基づきこれを支払うべきこととされている期間において する船舶」とあるのは「特別措置法第十一条第一項ただし書に規 る船員労務供給をいう。以下同じ。)の役務に従事しない期間 る特別措置法(以下「特別措置法」という。)第八条第二号に規 よつて作業に従事しない期間」とあるのは「第八十七条第一項本 同法第四十四条の二第一項中「第八十七条第一項又は第二項の規 八十七条第一項本文及び第二項本文、第十章、 第五十条第一項及び第三項、第五十二条から第五十四条まで、 する規定の適用を受ける者とみなして、同法第一条第一項、 については、労務供給船員を船員法第二条第二項に規定する予備 同法第五十三条第二項中「これを毎月」とあるのは「船舶所有者 の規定に係る罰則の規定を含む。)を適用する。この場合におい 一条の二の規定並びに当該規定に基づいて発する命令の規定(こ 七条(第五項を除く。)、第百八条、 第三十一条から第三十五条まで、第四十四条の二、第四十四条の 第百一条第一項、 船員雇用促進センターを同法第五条の規定により船舶所有者 船員雇用促進センターとその雇用する労務供給船員との労働 同法第七十四条第一項、第二項及び第四項中 第五十八条の二、第七章、第八十一条第一項、 項本文の規定によつて船員労務供給(船員の雇用の促進に (第四号に係る部分に限る。) 、第三項及び第四項を除く 第百二条、第百三条、 第百十九条、 同項中 第百十九条の二並びに第百 第百九条、 第百五条、 「第八十七条第一項 第十一章(第九十 第百十条、 同 第百六条 第八十三条 一の事業 第百 第四 第

二項中 るのは 乗り組ませてはならない」とあるのは「船員労務供給の役務に従事さ 内における実施及びその管理の体制の整備その他の船内作業による危 作業用具の整備 は「及び国土交通省令で定める手当」と、 八条第一項中「並びに国土交通省令の定める手当及び食費」とあるの 項ただし書に規定する期間一箇月を増すごとに一日」と、 とあるのは「十五日を基準として国土交通省令で定める日数とし、 項ただし書に規定する期間については、一箇月を増すごとに一日)」 条第四項中「十五日とし、連続した勤務三箇月を増すごとに三日 は「二十五日を基準として国土交通省令で定める日数とする」と、同五日とし、連続した勤務三箇月を増すごとに五日を加える」とあるの 給に係る勤務に従事しない期間」 従事するために乗船中」 を除き船員労務供給の役務に従事させてはならない」と、 せてはならない」と、同法第八十七条第一項本文及び第二項本文中 害の防止及び船内衛生の保持に関し国土交通省令で定める事項」とあ 書に規定する期間一箇月を増すごとに一日」と、同条第三項中「二十 のは「十日を基準として国土交通省令で定める日数とし、 船内で使用してはならない」とあるのは し書に規定する期間については、一箇月を増すごとに一日)」とある し国土交通省令で定める事項」と、同法第八十三条第一 「十五日を基準として国土交通省令で定める日数とする」 書に規定する船員労務供給契約に係る船舶」 「第八十七条第一 船内 項又は第二項の規定によつて勤務に従事しない期間 二項中 「十日とし、 作業による危害の防止及び船内衛生の 連続した勤務三箇月を増すごとに五日を加える」とあるのは 通省令で定める事項」と、同法第八十三条第一項中「船舶に船員労務供給の役務に従事する者の安全及び健康の確保に関 「雇入契約存続中」とあるのは 船内衛生の保持に必 連続した勤務三箇月を増すごとに三日(同項ただ 項本文又は第一 と 同法第九十五条中 一項本文の規定によつて船員労務供 同法第七十五条第一 要な設備の設置及び物品の 「国土交通省令で定める場合 同法第八十一条第一 と 船員労務供給の役務に 保持に関する措置の船 「船員保険法」とある 同 項 中 と、 項中「十五 同法第八十 同法第七十 同項ただし とあるの 同条第 ^宋八十七 項中「 備付 同 同

の整備、 別措置法第十五条第一 」と、同法第九十五条中「船員保険法」とあるのは 約存続中」とあるのは「船員労務供給の役務に従事するために乗船中 役務に従事させてはならない」と、 ない」とあるのは「国土交通省令で定める場合を除き船員労務供給 同法第八十七条第一項本文及び第二項本文中「船内で使用してはなら い」とあるのは「船員労務供給の役務に従事させてはならない」と、 る事項」と、 の役務に従事する者の安全及び健康の確保に関し国土交通省令で定め 事項」とあるのは 業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し国土交通省令の 国土交通省令で定める手当」と、 項中「並びに国土交通省令の定める手当及び食費」とあるのは「及び 書に規定する期間一箇月を増すごとに一日」と、 は「十五日を基準として国土交通省令で定める日数とし、 書に規定する期間については、一箇月を増すごとに一日)」とある 中「十五日とし、 五日を基準として国土交通省令で定める日数とする」と、 する期間 日を基準として国土交通省令で定める日数とし、 定する期間については、一箇月を増すごとに一日)」とあるのは「十 十日とし、 を基準として国土交通省令で定める日数とする」 連続した勤務三箇月を増すごとに五日を加える」とあるのは 勤務に従事しない期間」と、 十七条第一 又は第二項の規定によつて勤務に従事しない 連続した勤務三箇月を増すごとに五日を加える」とあるのは「二十 同法第百一 医薬品の備付け、 連続した勤務三箇月を増すごとに三日 項本文又は第二項 箇月を増すごとに一日」と、同条第三項中「二十五日とし 同法第八十三条第一項中 条第 連続した勤務三箇月を増すごとに三日 「安全及び衛生に関する教育その 項中 項の規定により適用される場合を含む。 安全及び衛生に関する教育その他の船内作 この法律」とあるのは 同法第七十五条第一項中「十五日とし、 本文の規定によつて船員労務供給に 同法第八十一条第一項中「作業用 同法第八十九条第二項中 一船舶に乗り組ませてはならな 期間」とあるの と 同法第七十八条第一 同項 (同項ただし書に規 他の船員労務供給 「船員保険 同条第 ただし書に規定 この法律 (同項ただし 同項ただし 同条第四 は 十五 「雇入契 定める 中 第 と 日 八

のは のは とあるのは「事業場内」とする。 措置法第十二条第一項の規定により認可を受けた船員労務供給規程、 む。)」と、 船員の労働関係 る場合を含む。以下同じ。)」と、 る場合を含む。 労働協約」と、 「船員保険法 「、この法律 同法第百十三条第一項中) と、 同項及び同条第二項中 (特別措置法第十四条第四項に規定する労働関係を含 (特別措置法第十四条第一項の規定により適用され と、同法第百一条第一項中「、この法律」とある(特別措置法第十五条第一項の規定により適用され 「船員の労働関係」とあるのは「 「労働協約」とあるのは「特別 「船内及びその他の事業場内

2~6 (略)

の他の事業場内」とあるのは「事業場内」とする。
一十三条中「労働協約」とあるのは「特別措置法第十二条第一項の規定十三条中「労働協約」とあるのは「特別措置法第十二条第一項の規定間法第十四条第四項に規定する労働関係を含む。)」と、同法第百じ。)」と、「船員の労働関係」とあるのは「船員の労働関係(特別別措置法第十四条第一項の規定により適用される場合を含む。以下同

2~6 (略)

○ 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)(附則第二十四条関係)

(傍線部分は改正部分)

十九~百二十七 (略) 関すること。	び療養補償の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に十八、船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及〜九十七((略)	つかさどる。	改 正 案
九十九~百二十七 (略)	舶の監督に関すること。 九十八 船舶の航行の安全の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船一〜九十七 (略)	つかさどる。 第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務を(所掌事務)	現